

刑 政

刑務協會發行

第 四 號 第 七 拾 參 卷

刑務協會發行

刑政 第參拾七卷第四號 目次

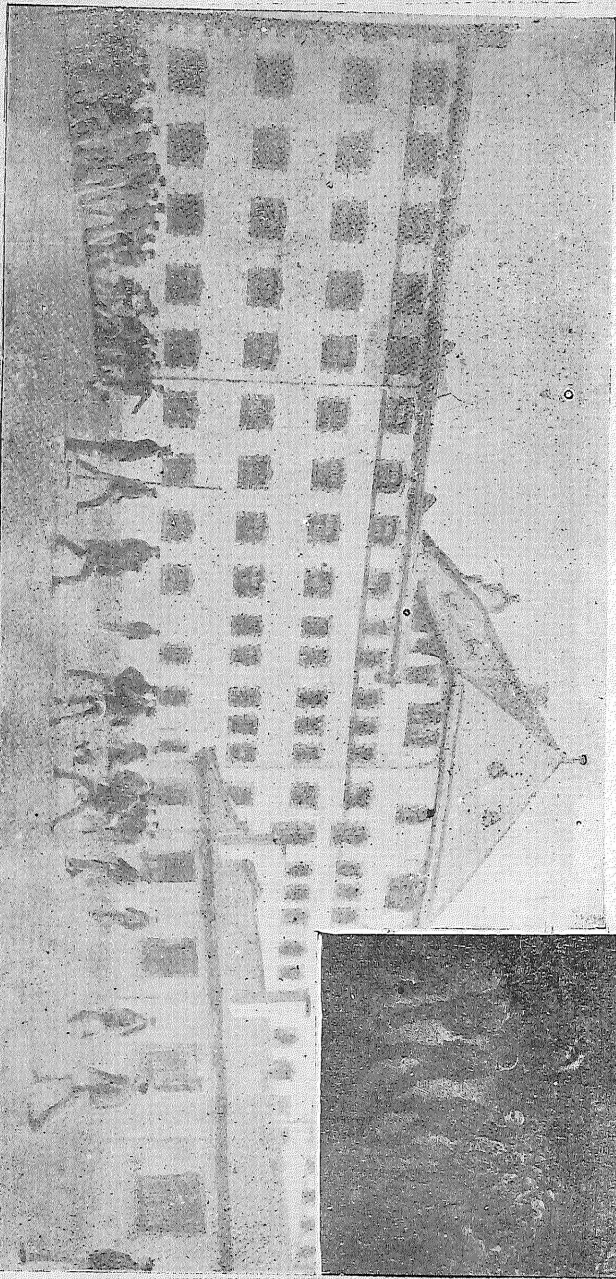
卷 頭 言

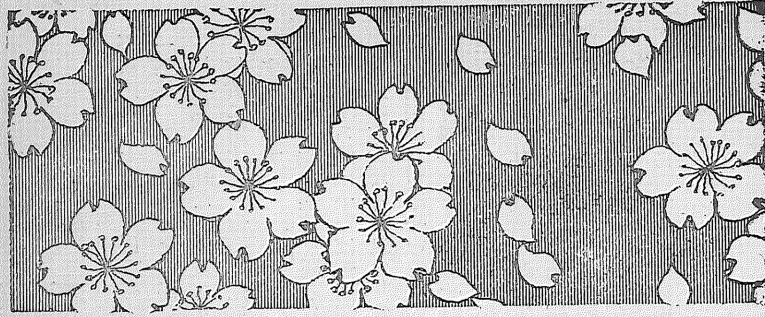
口 繪 ウイットリツヒ少年監

- 司法大臣訓示……………(二)
- 懲罰の研究……………司法省書記官 正木 亮(四)
- 刑事上に應用されたる心理學的研究の方面と最近……………文學士 石井 俊瑞(三五)
- 少年刑務所に於ける教務の考察……………教 誨 師 吉留 義憲(三〇)
- 醫師の見たる懲罰……………保健技師 山口 甚一(三四)
- 累犯防遏に就いて(奮起せよ刑務界に奉職するもの)……………保健技師 稻葉 春榮(三六)
- 撥劍銃反對意見一括……………(三九)
- ある教誨師の手記……………教 誨 師 丁 英 生(三三)
- 獨乙少年裁判所法の基礎觀念……………(四一)
- トリールのウイットリツヒ少年監……………醫學士 古瀬 安俊(五〇)
- 公衆衛生……………醫學士 K・T 生(五一)
- 工錢主義から賞與主義へ……………(五二)
- 禁酒同盟の必要を論ず……………教 誨 師 藤木 法林(五七)
- 話の種……………□科學知識……………□東西南北……………□叙任……………□刑務令規……………□會報

監 年 少 ロ ッ リ ャ ト ッ 井 ャ

技遊の者 刑受 (左) 歩散の庭 監な氣陰の前 以革改 (右)
(照參頁七十四)





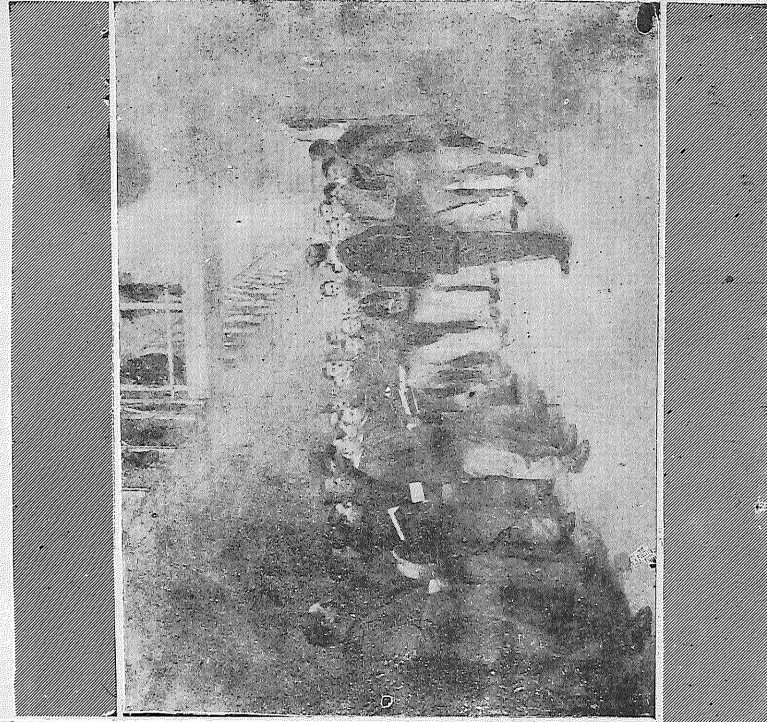
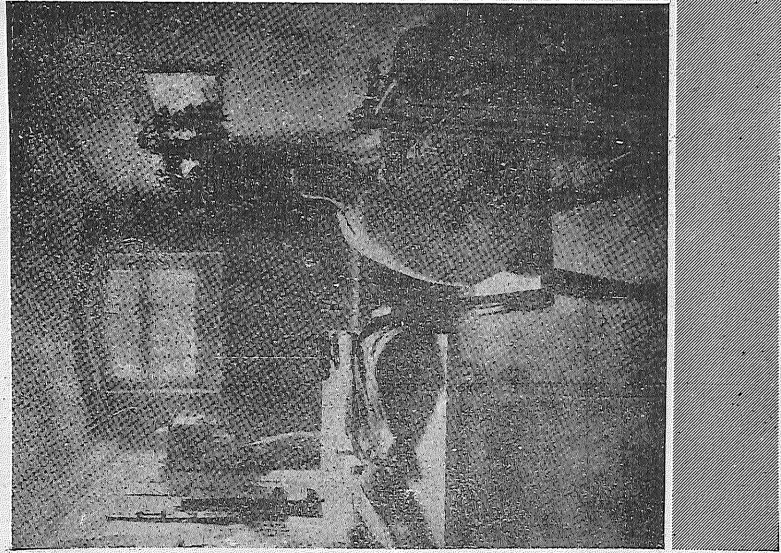
第 三 拾 七 卷 第 四 號

再び徳の行刑に就て

本誌は遂に「徳の行刑」に就き主張を爲したり。本年四月七日刑務所長及び醫務主任會同に於て司法大臣は「刑務官吏にして其の徳性に缺くる所あれば忽ち世人をして刑政に對する疑惑を抱かしめ又收容者に對して其の威嚴を失し行刑の目的を阻害するに至るべし、各位三度思を此に致せよ」との旨を訓示せられたり。

然り、司法大臣の所謂の「刑務官吏の徳性」は行刑の基調たらすんばある可からず。刑罰の公正も行刑事務の進展も、改善の目的も共に此の徳性を離れては竟に空名に了るべし。刑務官吏の人格や行動はやがて多くの受刑者にその風を傳ふるものなるが故に刑務官吏たるものよろしく茲に留意しなくてはならぬ。而して所謂徳性とは日常茶飯時にも顯はるゝ人の人格や行動の集りであるが故に苟も刑務に當る者は例令此事に亘ると雖忽緒に付してはならない。かくして行刑は徳によつて開發さるゝに至るであらう。徳の行刑に對する本誌の高張と司法大臣の訓示とが共鳴せる所以のもの蓋し偶然ではなからず。

縫裁るけに於ける刑受者の内房に於ける刑受者の一 (中圖) 後行勤の讃美歌合唱



鈴木司法大臣訓示

刑務所長 會同席上(大正十三年四月七日)
 刑務主任

不肖義に 大命を拜して司法の要職に就き茲に各位を會同して親しく所懐を披陳するは深く欣幸とする所なり
 一刑罰の目的は犯罪を防遏して國家社會の秩序を維持するに在り此の目的を達成せむと欲せば既往に於けるが如く刑罰を以て單純なる應報なりと爲すことなく更に健全なる刑事政策の要求に基き受刑者の性格を改善すると同時に釋放者に對する社會の偏見を打破し不利不當なる其の現象を排除し極力釋放者をして良民に復歸せしむるの方途を講ずるを要す

二受刑者の改過遷善を圖るは言ふに易くして行ふに難し饒近の如き思想の惡化せる時代に於て特に然り而も教化の效を奏する能はずむば刑罰制度は其の存在の根據を失ふに至るべし是れ行刑事務の國政上頗る緊要にして刑務官吏の職責の重大なる所以なり當局に於ては夙に此に鑑みる所あり時勢の進運に伴ひて教化に關する條規を改正し尙一般行刑制度を更革せむとし今現に其の調査に従事せり本大臣は近く行刑制度に關する法規を改廢し各種の施設を益正して行刑の本旨を貫徹せむことを期す各位幸に此の意を體し職務に盡瘁せられむことを望む

三行刑制度の改正に付ては幾多の計畫並方策なきに非ずと雖其の何れを探るを問はず局に當る者其の人を得るに非ざれば克く其の實績を擧ぐるに難し而して刑務官吏に必要とする所は廉潔身を持し恪勤事に當り終始一貫正義に由りて行動し紀律の弛廢を假借せず情實を以て法規を枉げず而も收容者を遇するに誠心誠意を以てし自然に他を薰蒸するの徳性を具ふるに在り上に此の人あり率先軌範を垂れて其の職司に膺らむ乎節制日に就り習俗月に改まり教化の及ぶ所蓋し測るべからざるものあらむ若夫れ刑務官吏にして此の資格なく其の徳性に缺くる所あれば忽ち世人をして刑政に對する疑惑を抱かしめ又收容者に對して其の威嚴を失し之を心服せしむること能はず從て行刑の目的を阻害するに至るべし各位三たび思を此に致し尙部下の董督に就ても常に細密の注意を拂はれむことを望む

四我國近時の思想界は内外事物の刺戟に因りて急激なる變動を呈し固有の國民精神に漸次頹唐の傾向あるは憂慮に堪へざる所なり畏くも客秋 大詔を渙發せられ特に此の點に關して昭示せられたるは恐懼措く能はざる所にして政府

に於ては爾來特に意を此に用ひ 聖旨の奉行に努力しつつあり惟ふに奇矯過激の思想を抱き誕漫不稽の言説を弄する者の多くは我國體の尊重すべき所以を知らず又彼我の國狀と時代精神の歸向とを比較商量するの能力なく從て之を我國に輸入受用するのは非得失を判斷するに由なくして徒らに外來思想に心醉雷同するに過ぎず而も筆舌若くは直接運動を以て巧妙なる宣傳を試み到る所に其の害毒を流して已まず夫の意思薄弱なる收容者に至りては容易に其の宣傳に共鳴し危險思想に感染するの虞なしとせず是を以て若斯る思想的主義者の收容せらるる場合に在りては最心を其の戒護に留め宣傳の途を杜絶すると共に至誠を以て之を善導するは勿論平素總ての收容者に對し我光輝ある歴史と卓越せる國民精神の由來とを説示し確乎たる信念の涵養助長に力め殊に之を誘ふに忠孝節義の觀念を以てし必ず 聖旨の貫徹を期せざるべからず

五行刑の目的を遂行するには受刑者を道義的に教化し職業に練熟せしめ其の規律的習慣を養成するの必要あることを言を俟たず然れども先づ其の心身の健全を保持するに非ざれば此等の事固より得て望むべからず蓋し拘禁生活の心身に不良の影響を及ぼすは自然の數なり若其の對策にして宜しきを得ざらむか受刑者は釋放後に於て社會の激烈なる生存競争に堪ゆること能はずして過を再するの己むを得ざるに至るや必せり是れ實に行刑衛生の重要な所以にして其局に當る者は單に對症療法に満足せず進むで四圍の影響を攻撃し缺陷を補足すべき方法を講究し所謂原因療法に依りて心身の健全を保持せしむると共に更に疾患を未然に遮止すべき豫防衛生に其力を集注せざるべからず今次各位と共に醫務主任を會同し親しく所見を披瀝し又講習會を開催して最近に於ける醫學の趨勢を察知せしめむとするは皆是れ行刑衛生の充實を企圖するの本志に外ならず各位克く趣旨の在る所を體認し勵精事に當らむことを望む六釋放者にして既に改過遷善の實を擧げ社會の良民たるに耻ぢざる者少からず而も世上尙之を蛇蝎視し排斥するの氣風あり之が爲め多年の努力も一朝水泡に歸するもの多し斯の如きは人道の要諦を辨ぜず社會共同の責務を解せざるものにして行刑の本旨に戻ること尤甚しきものとす當局は夙に之を遺憾とし釋放者保護事業を獎勵したる結果民間の施設亦漸を遂ひて備はり其の成績大に見るべきものあるは慶賀に堪へず然るに關東地方に於ける客秋の大震火災は無數の人命と巨億の貨財とを奪ひ國民に未曾有の損傷を與へ延いて保護事業に鈔なからざる(以下七十七頁に續く)

懲罰の研究(三)

正木亮

四 普通懲罰の考査

吾が輩は前號に於て累進制度の下に於ける懲罰方法を記述し、且累進制度の本旨に従へば今日諸國に採れる懲罰方法が非論理的なることを説明した。之によつて、現に豊多摩刑務所が採用して居る懲罰制度、仍ち懲罰原因によつて一方には得點の減制を行ひ、他方には普通の懲罰が實施せられ居ることが非論理的なりとの結論に到達するのである。然し乍ら、豊多摩刑務所を始め名古屋、徳島、福岡等之と同種類の累進制刑務所が叙上の如き非論理的懲罰を用ゐざる可からざる理由として、吾が輩はその責めを一に現行監獄法に歸したいのである。換言すれば監獄法第十五條と第十六條に刑法第二十八條を附加綜合すれば一の累進制度を組織し得ることは明白であるが、累進制度を組織したる曉に於ても、猶監獄法第六十條は之を適用せざる可からざる運命にあるものである。而して、累進制度はその制度自體に於て、既に懲罰的價値を有するものであるとは曩きにクリーグスマンが主張したる通りである。かく、その制度自體に懲罰的價値があるものなりとすれば重復して懲罰制度を設けることは洵に無意味なることと謂はねばならぬ。

此等の點より、吾が輩は現行監獄法が懲罰の規定を設け乍ら、而も不用意にも累進制度を組織し得らるゝ如く條文

の排列を爲したるこゝが引いて今日の禍根を爲したるものではないかと思ふ。

吾が輩は毎に累進制度は累進制度自體に於て眞の効果を擧げ得るものであつて、之に過多の制度を加味することは反つて累進制度の効果を害するものなりと考へる。此の意味に於て累進制度を採用せられんとする刑務所の當局は過多の制度の排斥に留意するか、然らずんば累進制度自體の排斥を目標とすべきものであると思ふ。

九 豊多摩刑務所階級處遇規程(大正六年十月一日改正)

第十二條 懲罰ニ處セラレタル者ハ左ノ例ニ依リ得點ヲ減ス

- 一、重屏禁 一日毎に十六點乃至四十點
- 二、減食 一日毎に八點乃至二十點
- 三、運動ノ停止 一日毎に六點乃至八點
- 四、輕屏禁 十日毎に(十日ニ滿タサルモ亦同シ)十六點乃至十八點
- 五、文書圖書閱讀ノ禁止 十日毎に(十日ニ滿タサルモ亦同シ)十二點乃至十六點
- 六、賞遇ノ停止 十日毎に(十日ニ滿タサルモ亦同シ)十二點乃至十六點
- 七、賞遇ノ廢止 三十六點乃至三百六十點
- 八、作業賞與金計算高ノ減削 十二點乃至百二十點
- 九、叱責 六點乃至八點

懲罰ヲ件科シタルトキハ首位ニ記載シタル懲罰ニ依リ減點ス

第十三條 事犯輕微ニシテ罰戒ニ止メタル者ハ四點乃至六點ヲ減ス

第十四條 點數ヲ減スルニ當リ既得ノ點ナキトキハ將來ノ得點ニ於テ之ヲ減ス(以下略ス)

仍ち此の方法によれば受刑者は罰減せられたる總點數を一日の得點八點にて除し之によりて得たる値丈け進級を停止せらる。

之即ち懲罰たるを失はない。故に受刑者は二種の懲罰を受く理論となる。

10 Krefsmann, n. a. O. S. 206

嚴格に解釋すれば我が現行法の下に於ては累進制度の懲罰的價值によらざる普通の懲罰を科することを以て正當なりと見なければならぬ。此の普通の懲罰とは監獄法第六十條に列擧せる十二個の懲罰方法である。而してその列擧は輕きより重きに互り、第三項にて各個の懲罰を併科し得ることを規定して居る。

吾が輩は懲罰の此の列擧主義に付て觀を遂げ度いと思ふ。何となれば監獄法が何の故を以つて輕きより重きに互つて此の列擧主義を採用して居るかを考ふれば、自ら懲罰原因の考査が重要視されて居ることが覗はれ得るからである。

監獄法及び同法施行規則の中で懲罰原因を考査する必要ありと認め得べき規定としては僅かに施行規則第五百八條に取調中の者は之を獨居拘禁に付し又は夜間獨居監房に拘禁す可しとあるに過ぎない。而してその取調の結果如何なる懲罰に付すべきやは同規則第五百九條によつて之を典獄に委ねて居る。故に、典獄が懲罰の言渡を爲すべき標準は監獄法第六十條第一項の懲罰の順位が定められて居るその趣旨に據るに非ざればその言渡は反つて有害なる結果を惹起するの虞が生ずるのである。又此の趣旨を没却すれば懲罰は所謂「きゝめ」のある種類のものが用ゐられ改善の價值といふデリケートな問題は比較的閑却され易い結果を生ずるのである。今、統計的に此の順位が如何に閑却されて居るかを考査して見たい。大正十年度司法省第二十三行刑統計年報は左の結果を示して居る。

- 一叱責 男四、九三二—女一一〇
- 二賞遇停止 男 一八六—女 二
- 三賞遇廢止 男 一〇七

四文書圖書閱讀禁止

男四、三九八—女 四七

五請願作業禁止

男 四

六自辨衣類臥具着用停止

男 一七〇—女 三

七自辨食停止

男 一五二—女 五

八運動停止

男五、九六四—女一四四

九作業賞與金計算額の減削

男九、四二〇—女一四四

一〇減食

男一、三六三—女二二五

一一輕屏禁

男 七一—女 一三

一二重屏禁

男 六四三

一一 第二十三行刑統計年報三四二、三四三頁、數字は一事犯に對し二種以上の懲罰を併科したる者、屏禁懲罰者にして就業せしめざる者を合算したるものである。

懲罰の順位が輕きより重きに互つて列擧してある趣旨は、吾が輩の見解を以つてすれば現行懲罰が刑の「刑は刑なきを期す」との觀念と同じ様に「懲罰は懲罰事犯なきを期す」との觀念に基いたものであると思ふ。輕い懲罰を科することによつて刑務所の規律や違犯者の改善が出来るならば之に據ることを本旨とし、常に所謂「きゝめ」のある科罰を爲すが如き便宜的科罰は懲罰の本旨と遠ざかることが多いと思ふ。實務家は或は謂はん減食や重屏禁の嚴格威嚇の效多きに如かずと。然し乍ら、刑務所の存在は刑務所の規律の爲めに非ずして拘禁者の改善を本旨とする以上、しかくコムベンシヨナルな手段に訴ふべきではない。又カール、ラインハート Karl Reinhardt の謂つた様に「一瓦の粗野、一瓦の應報、一瓦の復讐は一キロ瓦の公正を害することを得」といふ理論は無暗に「きゝめ」のあるコムベンシ

ヨナルな手段が行はれるところでは殊に考慮に價するものである。何となれば叱責で足る場合に「きゝめ」のある減食罰を科したる場合を考へよ。外見的な善行に導いた代りに自暴自棄的な心の動搖は吾々に屢々實例となつて表はるゝではないか。

以上の論理より叙上の懲罰統計を観察するならば現行懲罰中最も重い部に屬する減食罰が一番多く用ゐられ作業賞與金の削減が之に次で居る。而して懲罰全體に對し運動停止と右述べた二種を以て殆ど七十パーセントを占めて居ることは科罰の方針が如何に固定して居るかを想像するに餘りがある。

此の點より吾が輩は懲罰に前述の如き列舉主義を採用されて居る趣旨が自由裁量に歸着するとの見解に取られて居ないのみならず反つて固定したる慣習に囚はれて居るのではないかと考へる。蓋し懲罰事犯に對する典獄の自由裁量は裁判官の裁判に對する自由裁量と同一範圍でなければならぬ。而も裁判の場合には諸種萬様の狀況が個別的に酌され科刑も亦比較的に異なるに拘はらず獨り懲罰がかく形式的に流るるが如く見ゆるのは口に受刑者の個別處遇を唱えらるる刑務所としては洵に不可解なる現象と謂はねばならぬ。

抑も今日の自由裁量主義の下に於ては刑事裁判上たとへば行刑上たとへば問はず人の個別的考査は決して閑却すべきに非ざる問題である。換言すれば刑事政策上犯罪の分類に就て學者が毎に深き注意を拂ふと同じく懲罰事犯の原因問題も行刑家の忘る可からざる問題である。従つてその原因に伴つて科罰も亦自ら分れ固定すべきものに非ざること論を俟たざるところである。小河博士は違令犯行の情狀の異ると共に之を犯すの主體境遇も亦千差萬別なり故に個人的遇囚の主義に従つて懲罰の種類をして成るべく多からしめんことを切望して居られる。然り、懲罰の眞の目的を達せんとするならば現行制度の種類にては猶足れりとせざるに、而も實際に於て科罰が上述の如く固定せんとするの傾きあるは吾が輩の深く疑問とするところであつて同時に懲罰原因の考査に就ては新に展開せらるべきことを切望するも

のである。

111 Paul Osterreich, Strafrechtliche oder Lebensschule ? S. 17.

一三 犯罪分類に付てはリストの心理的八分類説フエリの社會的價値に重きを置く五分類説オルリツク三分類説アシヤツフエ
ンブルクの七分説等がある。命拙著前掲七月號三〇頁以下及び註三〇、三三、三四参照

一四 小河次滋郎博士「監獄學」四八八頁以下

殊に、行刑上の原因分類は裁判上の原因分類よりも釋放後の關係に接して居るばかりでなく、刑務所内の原因分類は極めて緊急なことに屬する。殊に受刑者の心理狀態は拘禁によつて著しく變化を來し易いものであるから懲罰原因の考査の如きも殊に慎重であらねばならぬ。

五 懲罰各論

監獄法第六十條は懲罰の輕重に従つて之を十二種に分つて居る。吾が輩はその順序に従つて各種懲罰を個々に批評

研究することとする。

第一、叱責

叱責は懲罰の中で最も輕きものである。恰も外國の刑罰に於て見る譴責刑 Verweis に匹敵するものである。懲罰の叱責と刑罰の譴責とはその執行目的が共に口頭を以て將來の善行を促すにありと雖、その執行方法に至りては稍その趣きを異にして居る。仍ち前者は輕き場合には典獄單獨にて受罰者相對にて之を行ひ稍々重きは教誨師その他適當なる官吏二三を立會はしめて之を行ひ最も重き場合にては拘禁者多數の面前にて之を行ふこととはない。之に反し譴責刑は口頭の外に書面にて之を執行することが出来る。只譴責刑は叱責罰と異り區裁判所判事が公衆の面前に於て受刑

者を譴責するを適例とするが故に叱責罰と譴責刑との大なる相違は前者の執行が個別的であつて後者の執行が一般的なることである。故に結局吾が輩は兩者がその趣旨を感化手段として用ゐらるること(一七)に主たる類似點を見出すものである。

一五 小河博士「監獄法講義」五七〇頁以下

一六 Loewe, Strafprozessbuch (Auffl. 14) S. 855, 1067; Bindig, Grundriss des deutschen Strafprozessrechts (5 Aufl.) S. 296 ff.

一七 Orlausen, Kommentar zum Strafgesetzbuch fuer das deutsche Reich (Auffl. 10) Bt. I. S. 250 Anm. 11.

總て、裁判上たると行刑上たるとを問はず叱責がオルスハウゼンの謂ふ様に感化手段であるならば叱責さるゝ人の個性の視察は極めて重要なこととなつて來るのである。何となれば、叱責は叱からる人の身體や觸感に直接關係がない爲めに廉恥心のなき者、自己の行爲を過信して居る者に對しては叱責は有名無實に終るの虞れあるが故に叱責と個性とは離る可からざる關係に立つものである。又吾々が常に感ずる様に行爲の重復は慣ひ性を作るものであるから人権尊重の意味に於て叱責のみ重復執行することは反つて受罰者の感化性を癱廢せしむる虞れがある。小河博士は懲戒の威力の點より之を論じて居られるが、吾が輩は上述の如く叱責罰の本質を感化手段に置きその威力の點は之が附隨的效果として考へたいのである。

如斯叱責罰は現今如何なる状態に行はれつゝあるかを考察して見たい。
大正十年の司法省行刑統計によれば大正十年の拘禁者四六、三九六人に對し叱責受罰者は五、〇四二人であつて約一割強の者は叱責罰を科せられたことになる。然し乍ら、その中叱責數回に及ぶ者がある爲めに叱責受罰者のパーセンテージは實際はもつと少いものになる。而して、受罰者總數三九、六三七人に比較すれば叱責罰の受罰者は約一割

二分の割合に過ぎず。之によつて見れば運用の最も複雑にして他の懲罰に比し比較的屢々用ゐらるべき叱責罰が割合に適用少きはその原因果して奈邊にあるや。此の點から見ても懲罰としての叱責が比較的顧みられないことを推測するに難くないのである。

女子に對する叱責罰も亦右述べたるところと大差ない様である。仍ち上述の受罰者の中六二九人は女子であつてその中叱責罰を科せられた者は僅々一一〇人に過ぎない。之によつて見れば小河博士の謂はれた様に叱責が特に婦女又は未成年者等に向つて之を適用するを有効なりとすべしとの主張(一九)も現在はあまり顧みられて居ない様である。

一八、一九、註一五

然らば叱責は如何なる事犯に對して科せられて居るかを見たい。前示統計からその状態を知る爲めに左に摘出しよ。

抗命	男	一七四	女	七
暴行	同	八	同	二
爭論	同	四七八	同	一〇
毆打	同	一四七	同	一
窃食	同	二二八	同	一
物品藏匿	同	三三三	同	一一
物品棄壞	同	四七〇	同	一四
物品交換	同	二〇八	同	六
坐臥不正	同	三五九	同	三

通聲談話	同	八五八—同	七
猥褻	同	二二三	
賭博類似	同	四	
怠役	同	三三二—同	二一
逃走を計らんとせし者	—	—	—
其他	同	一、四〇〇—同	三七

叱責の原因は如斯多様である。その事犯の多様なるに對し叱責の執行は如何に取扱はれて居るかは大に考慮すべき問題である。現今の取扱は大體に於て典獄が之を言渡し後に之を身分帳に記入するの形式に止まつて居るが、叱責は要するに人の心と人の心との間に於て行はるゝ懲罰であり而も人の心に千差萬別を生ずると同じ様に、その執行も亦形式に囚はれず上述の事犯原因各個に相應したる訓戒的叱責を行ふに非ざれば叱責罰はその効力を失ふに至るのである。此の意味に於て吾輩は叱責は一種の個人教誨的懲戒方法として認め、同時に行刑罰上最も執行困難な而も重要視しなければならぬ懲罰なりと考へるのである。吾が輩は殊に此の懲罰の運用がもつと擴大され之によつて行刑の目的行刑の秩序維持が保たれる様に刑務官に考へられるに至ることを切望して止まないものである。

第二 賞遇停止と賞遇廢止
賞遇の停止は三月以内の期間を以て賞表を除去される（監獄法施行規則第一五五條後段）ものであつて賞遇廢止とは賞表を褫奪される場合（前同條前段）を謂ふのである。二者共に賞遇その他の優遇的事項を濫用し之に基いて犯行を爲したる場合は主として此の種の懲罰に付することとして居る。而してその事犯輕きときは前者に従ひ重きときは後者に従ふべきことは列擧せる順位によつて明かである。その前提とする賞遇は賞表の個數によつて異なるも（施行規則第

一五二條一五四條）右停止及び廢止は不可分のものなるが故に受刑者が例令三個の賞表を有する場合と雖全部の優遇を停止又は廢止するを以て原則として居る。

此の種の懲罰を認められたる所以のものは抑も刑務所内の優遇は受刑者の改悛の狀あることを前提とする（監獄法第五八條）ものなるが故に苟もその改悛の情に妨げある行爲を爲したる者に對して尙賞遇を持續するが如きは行刑の公正を害するが故に寧ろ其の情狀によつて之を停止し又は廢止するに至當とする法意なりと解せなければならぬ。此の趣旨よりすれば賞遇廢止は多くの場合に他の懲罰と併科せらるべきことが至當である。行刑統計上此の種の單獨科罰が併科罰より少きは此の解釋によつて明白となるのである。今大正十年中の統計を例示して見よう。

賞遇停止	單獨科罰……男	七六—女	—
	併科罰……男	一一〇—女	—
賞遇廢止	單獨科罰……男	四三	
	併科罰……男	六四	

以上述べたる二種の懲罰は今日の如く累進的執行作用の行はるところに於ては重要なものと謂はねばならぬ。何となれば善き者は惡しき者に優先することは人事の通則であるが故に一旦善かりし者も惡しき者となりたる場合にその優先が停止又は剝奪されることは當然の事と謂はねばならぬ。故に此の意味に於て右二種の懲罰を吾が輩は累進制度的懲罰的價値の中樞なりと主張し自由刑の彈力性に從ふ累進制度は懲罰を此の二種に限るを以て足ると主張するのである。而して、その運用の如何により賞遇の停止は進級の停滯となり賞遇の廢止は階級の降下を來す權に組織することは困難に非ざるものである。

曩きに説明したるイタリヤの累進制度は實に此の種の懲罰に基いて編制せられウンガレン、クロアチア、ボスニヤ

の中間刑務所も亦茲に出でたるものと云ふことが出来る。
吾が輩は累進制度の運用に深く趣味と期待とを有する一人であるが故に、従つて懲罰的價値として此の二種の運用には深甚の注意を拂ひ度い。

二〇 拙著前掲六月號參照

(未完)

殺人の動機

(吳秀三博士の説)

- 一、偶發犯 これは全く犯人の意思の無いもので過失殺傷などを行ふ場合
 - 二、自己主張 自己の權利を侵害されたとか女を奪はれたとか云ふ爲めに殺人を行ふもの
 - 三、自殺する場合 貧に迫つて死ぬと云ふ場合、親が子を殺すとか妻を殺すとか、例の情死も此例なり
 - 四、激しい感動の爲めに人を殺す 例へば人の爲めに激怒させられて人を殺す
- 次に精神病者の行ふ殺人の動機を挙げると同じ精神感動から來るのでも普通人と異なるは極めて微細な感動の爲めに殺人を犯すので精神病者に最も多いのは幻覺で之を分つと幻視と幻聽である、第二は妄想で之れも被害妄想と嫉妬妄想の二つである。

刑事上に應用されたる心理學的研究の方面と最近

(續)

石井俊瑞

四

次に此等學者の研究を平面的に羅列し、以て一般を紹介しやう。勿論之の方面の應用は、法廷に於ける鑑定その他個々の場合に存するものであるから、直接犯罪者併に證人に關係したるものよりも、寧ろ、その根據たる心理學的研究に關してのものを述べる事になる。

供述の心理學的研究に二つの主なる手續がある一は繪畫法 (Bild methode) 他は理實法 (Wirklichkeitsmethode) である繪畫法或は示畫法とも稱せらるゝは、種々の畫を示し、而る後直後又は數日後それに對する記憶を喚起せしめ、その供述を研究せんとするので、裁判上のそれに甚だ遠き感なきに非ざるも、これが根本の研究になつておる點に於て、又看過すべからざるものである。ビネー (Binet) は二十四人の子供に二十二センチメートル十五センチメートルの縦横を有するカードに、郵便切手、消印、ボタン、人の繪、又は或る大きな門に人集りのある所など個々に雜然カード上に併べそれを十秒間示して後彼等が見たる物を列舉せしめた。其の結果初めの陳述に於て四人は六つものものを回想

したが、大部の者は四乃至五にすぎなかつた。而も彼は次の様に結んでおる。即ち「忘れられた物の順序は、人の興味によつて決定せられるので、カードの上の繪の各々の位置によるものでない」云々。然も之の場合ビネーは(イ)全然暗示のない質問(ロ)稍々暗示を加味したる質問(ハ)全く強い暗示的質問の三種を發し、實驗の結果誤謬は、暗示の増加すると共に急に増加する事を發見しておる。然もその最近の研究に於ては、彼は年齢と共に、暗示の減する事も發見しておる。之れは、ステルンその他之の方面に於ける學者の等しく一致して居る點である。(Zur Suggestivität 1900 44)

ステルン (Stern) は、一九〇二年彼の最初の實驗に於て、三の場面の黒い像、即ち、老人の繪とか、兎の繪とか、ペンキ屋の畫を三十三人の大人(大學生であつて中二十五人は男八人は女)に四十五秒間露出したるに、その初めの供述 (Primary Aussage) に於ては、五、八パーセント誤り二三週間後、即ち、ステルンは之れを第二の供述 (Secondary Aussage) と云つておるがその時には、一〇、パーセント錯誤を來しておつた。之れ等の事から彼は時と云ふものは、記憶を弱くするのみならず、變造するもので、又誤謬に對する傾向は毎日三分の一パーセント程増すものであると言ひ、又女の忘却は男のそれに對し四と三の割合であると言つておる。尙彼は陳述に於て始めに誓を立てさせた場合と、然らざる場合とを作り、誓を立てたる陳述は立てざる場合のよりも1/2だけ確かである、と結論しておる。(Zur Psychologie der Aussage, Zeitschrift f. strafrechtswissenschaft 24: 215-232) 之の宣誓をなさしむると言ふ事は、ムンステルブルヒが言つてゐる様に虚言に對して好個の制肘を與へるものである。即ち、誓は故意の虚欺を述べざる事を妨止すると共に、その述べんとする事實に注意を拂はしむる事が出来る。即ち、不注意に匆急な陳述、並に、出任せ的回想を申立つる事を避け、證人に確實なる注意を惹起せしむる効がある。故に、證言に先立つて誓を立てしむる事は何れも心理學者も否認しない。

尙ステルンは數年後四十七人の被験者について検査し、個人的検査に於て、繪を用ゆる事によつて證言を研究せんとする一般的方法に貢献した。勿論彼は初めの頃、多く繪による検査をして居つたが、又一九〇四年同雜誌に於ける研究は、第二の現實法による研究をも發表しておる。又レシュネル (Reschner) は二十一人の被験者によつて從來の學者の様に訊問法 (Verhörmethode) に依るは、非常に暗示を陳述者に與ふる虞れありとして、題目法 (Themenmethode) を用ひて繪によつて實驗をなし、直後の即ち第一の陳述 (Primäre Bericht) に於ては、八八、五パーセント、數日後の即ち第二の陳述 (Secundäre Bericht) に於ては、八七、五パーセントの正答を得ておる。

(Zur Psychologie der Aussage, archiv für die gesamte Psychologie 1. 148-153) 又ブローキント (Brenkink) は、九十九人の看護婦と、六十九人の労働者、七十人の有教育者に就いて繪によつて検査なし、男女を比較し、自由に陳述する場合に於ては、女は男よりも多く陳述なすも誤り多く、一々審問さるゝに従つてなす陳述は、その反對であると論じておる。要するに、訊問に對する陳述に於ては、男は暗示に抵抗する事に於て女よりも優秀であつたのである。而もその暗示的訊問が殊に陳述に多大の影響を與ふる事は、彼の實驗に於て明了である。即ち、彼の第一實驗に於ては、七五パーセント、第二には七八パーセント、第三に於ては八四パーセント増加して居る。教育された者は無教育者よりも訊問に對する陳述に於てより已上信頼し得べく、又、證言に於て教育的であつた。即ち無教育者の陳述は、有教育者の陳述よりも三倍多く、暗示的影響を受けておる。殊に面白き現象として無教育者は、常に宣誓の形式を執る事を非常に望んでおる様である (ueber die Erziehungbarkeit der Aussage, Beit. zur Psy.-L. aussage Bd. III. 52-56) 又 auner Psychologia 1911-17. 474-5)

その他ローテンワルト (Rotenwald) の五十人の軍人に對する研究 (ueber Solitennusagen, Beit. Z. psy. d. aussage Bl. II.) ダレンバン (Dallmann) の研究の如き、ロブション (Robison) の研究の如き、何れもそれであつて枚擧に過ぎなす。刑事上に應用されたる心理學的研究の方面と最近

而して已上の如き研究は、法律的證言に關する研究をなさんとする學者には極めて間接的である故にグロス及びシ
アツファ等は何れも第二の實際法の有効なる事を力説して居る。

現實法と言ふは實生活に於ける物或は出來事を供述の對象として研究せんとする仕方であつて、その最も代表的例
證は先づリストの殺人模擬實驗を擧げる事が出來やう。一九〇四年リストは六〇人の學生の前に似而非的殺人事件を提
出し、(Jans) その後それを各學生に證明せしめたが、信用するに足る報告をなしたるものは十人にすぎなかつた。
而もその細點に涉れば多少の誤謬は何れも免がれなかつた。又グロス (Gross) もその著犯罪心理學 (Kriminal Psycholo-
gie) に於て死刑執行の場合殺役吏に手袋を着けしめ、執行の終るや居合せた四人に手袋の色を問ふた處、一人は白他
は黒尙一人は灰色と云ひ第四者は手袋を着けずと答へた記事を載せて居る。又彼は或る時學生の前でテールの上に
硝子を置き一方から他方へ水をこぼし後硝子を動かし而る後に於てテールの上にあつた硝子の數及び何れの手が水
を注いだかに就いて訊問をなした如きは又此の方法である。(Zur Wahrnehmungfrage. Beitr. zur Psy. der Aussage. I 349
—188) 又シアファ (Tate) はリストと同様講演の終る時模擬的の論争を演ぜしめ出席せし十人の中二人は其夜に該
事件を記述せしめ一人は翌日一人は六日後三人は一週後三人は五週後記述せしめたが要するに直後の陳述は最も善か
つたと結んで居る。猶ワレス (Isabel Wallace) は證言の一般的問題を應用されたるものとして突然記憶 (Criminal
Memory) なる語を用ひて居る人であるが、彼は或る講演の後その聽講の師範生に十二の質問を發して居る、例ばそれ
は何云ふ日であつたかとか、其他演説者の洋服の色、講堂の明りの變化、當時講堂の裝飾等に關するものであつた。
斯くして彼は結果について斯如き突然の記憶に於ける相違は個人差に期せられると云つて廣い個人差を主張して居
る。而もその實證として彼等被驗者の陳述の變異ある事を主張して居るが、而も適當な數量を出して居らない缺點が
ある。(Individual memory, arch. of psy. 1909 No. 12) 其他ムンステルベルヒ等の諸種の實驗もあるが略する。

已上は大體從來の研究の僅かを引例したに過ぎないが、要するに吾人の證言は實に不確實なるものであつて、ステ
ルンは證言心理學の立場から證人の誤りを次の如く分類して居る。

一は現はれた事件或は物の色々の要素中の或る一部を見落す結果生ずる了解の誤りであつて、即ち豫期とか習慣の
結果生ずる誤りである。二は日常の習慣によつて不足の部分を補充する事から生じて來るもので、即ち之の種の場合
に於ては唯事件の一部分は實際經驗され見聞されたのであるが、注意されなかつた他の部分を己れの經驗によつて補
充し着色する場合である彼のロツチエ (Loche) の説明の如き之の邊を力説したものである。又同事件に就いての違つた
説明が事件發生後種々の場合に與へられる時には又本來とは違つた意味に變更して記憶する事から來る誤りもある。例
ば初めは二本の木があつたと言つても後一週間後には木立(小森)とし更に後には森と云ふ如く變遷し來る類である。
三は想像の誤りであつて想像したものと實際經驗したものとを不知不識の間に混雜する場合であつて、必ずしも同時
的でなくとも違つた時の經驗の混雜をも含んで居る。

四は意志の缺乏であつて、即ち證人が非常に輕信の場合で己れの知識を餘り信頼し過ぎて事實を飲み込む爲めに
充分注意を向けなかつた様な場合である。之れ等の何れか或は混交によつて證人の誤りは往々生ずるものである。

要するに之の方面に於ける心理學的根據を與へたものはステルンの研究であつて、而も之れが刑事上に應用し大成
したるは前述の如くグロスである。彼の一八九四年の著犯罪學の組織としての豫審判事提要書 (Handbuch für unterricht-
ungsrichter als System der Kriminalistik) 及び犯罪心理學 (Kriminal Psychologie 1905) に於て見らるゝ如く系統的に種々
なる方面に涉つて述べられて居るが、期する所價值ある供述を基礎として犯罪事實を審理せんとするに外ならない。
而もグロスは之れを犯罪學 (Kriminalistik) と呼んで居る。其著「犯罪心理學」に於て裁判官自身として心得ふべき心
理的事實を説き、次に犯罪者本人或は證人の心理狀態を解説して以つて如何なる點に注意せば價值ある又正確なる證
刑事上に應用されたる心理學的研究の方面と最近

刑事上に應用されたる心理學的研究の方面と最近

言を得らるゝか如何なる點に於て供述は正確度を失ひ又減ずるものかを説いておる。尙之の點に關し吾々はムンステルベルヒの一九〇九年の著「心理學と犯罪」(Psychologie und Crime)も見逃す事が出来ない。彼は先づ錯覺の吾人に於ける事實を述べ次いで證人の記憶に關して説き從つて來る犯罪發見の方法等の事を縷述し尙情緒の形跡、不眞實なる自由、催眠術と犯罪との事を説いて最後に犯罪豫防の事を述べて之の方面に於ける貢獻をして居る。その他ボーヤン(Böhlen) Die Psychologie der Aussage; Monats. f. Kriminal psy. 1913. 9. 668—693) ステール(Steuer) Psychologie der Aussage; Berlin) 及オストニウム(Sturru—Zur Lehre vom psychologischen Beweise im Civil- und strafverfahren; Monat. f. Kriminalpsy. 8. 806—831 及び Die Juristische Beweislehre, H. Gross, Arch. 1913. 51. 119—136)等は特に此の種法律に關する心理學的研究の部分を集めてある。之れ等に就ては又稿を更めて述べる事にしやう。

少年刑務所に於ける

教務の考察 (前承)

吉留義憲

B 教育 (知能教育—補習教育)

一、序

二、教育上に於ける考慮の要點

1 正常兒童と犯罪兒童の精神的個人差

2 低能兒及劣等兒の特性

3 不定期刑因に對する考慮

三、刑務教育上に於ける特殊教育の要點

附 看護書籍と補習教育

四、結論

一、序

十九世紀後半に於ける、文明の所産たる刑法も、其末葉に於ける、自然科學の勃興は、人類をして、自然的因果律の思想を濃厚ならしめた。而して人類自由意思の要請は、遂に道義的感念 (Responsibility) 及個人的自由 (Reaktion) を基礎とする應報主義の刑罰が、此時代に妥當でない事を認識されて、感化主義へ高調される様になつて來たのであるが、更に時代の推移は積極的に、今や刑罰の執行は、教育化に進歩して來たのである。

如斯行刑の基調が、其社會思潮の推移にバラレル的に、遂行しなければならぬ過程を考察するとき、吾人は行刑の形式及其實質が、常に社會推移に伴はねばならぬ事に留意せなければならぬ。随つて吾人は克く社會の百般の事象に注意して、現代の趨勢を顧みつゝ中庸を保持して、合理的に行刑の目的を達成せしむる使命を有してゐる者である。

余は前號に於て、教養に關する一端を叙述して其批正を

仰いだが、今更に項を改めて、教育に關する卑見を叙述して、其教示を乞はんと欲する者である。

二、教育上に於ける考慮の要點

教養教育は行刑に於ける、戒護 (Custodia) 及作業 (Liberandi) と相俟つて、其目的を達成せしむる處の三大要素中の一つである。而して今論ぜんとする教育は、監獄法第三十條及其施行規則第八十五條による、強制教育に就てである。過去に於ける此教育と犯罪に關する學説が、區々に涉つて徹底的のものでなかつたため、其進歩の道程を遅々たらしめたかの感がある。今少年刑務所に其教鞭の職に當る者、(誰か其理由を究明せずとも) 自己の教授する、教育の形式及其實質の全部を、合理的のものとして、容認してゐる人はあるまい。蓋し是行刑の過渡期に屬する刑務教育であるからである。余は過去に於ける經驗と、最近一ケ年間に於ける教育の體験が、彼等の個人差と其教育に於ける限界に就て、犯罪兒童の精神的特質と其學級編制に、重視すべき要ある事を考察するのである。殊に教育立法の精神が

知能本意の教育に非らずして、少年の品性陶冶を主眼とする感化教育 Reformatory education の下に、處世上實用的な読み書き運算の習得を、行刑規律の下に訓練せしむる特殊教育 (special education) であらねばならぬ理由により、此教育の基礎的觀念を、合理的に時代へ順應せしむることの急務である事を考察するのである。余は過去に於ける刑務教育上に、兒童に關する心理的研究を重要されなかつた所産が、今猶舊態を脱しない原因に氣付くのである。而して今吾人が、時代の文化を基礎として、教育の方法を根本的に改めなければ、監獄法第三十條の目的は、蓋し百年清河を俟つと同様に其努力は浪費に終るであらう。

(1) 正常兒童と犯罪兒童の精神的個人差——それは刑務教育上考察要點の、第一義諦とせねばならぬ。吾人は精神構成の要素を考へるとき、いづれも注意、聯合、記憶、想像と云ふ様な事柄に氣付くであらう。即ち吾人は常に外界或は體內より、一つの刺戟を受けるとき、吾人の五官器は傳道神経を興奮せしめて、大脳皮質の知覚領に達せしめて精神的興奮に一つの統一的關係を起さしむるのである。而

して此統一的關係にある、精神興奮状態を指して注意 (attention) と云はれてゐる。今此注意の生理的條件をヴントに問へば、腦の前頭葉が神経細胞の聯合纖維に依つて統一するやうに、腦の前頭葉が神経細胞の聯合纖維に依つて統一してゐるものである。而して此聯合神経纖維の働きが、即ち注意を營んでゐると説いてゐる。此注意と人の知能とは著しい相關的關係を有してゐるのである。こんな働きをなすと同時に、常に聯合作用を起すのである。

聯合 (Combination) とは觀念聯合の意で、一つの觀念に連れて、他の潜在觀念を順次意識域上に喚起せしむる精神作用を指して云ふのである。而して此作用には一定の法則に従つて、外聯合或は内聯合と云ふやうな働が行はれるのである。ヴントは此聯合の生理的基礎を述べて、神経の興奮過程が長く其餘影を残留せしめて次に起る興奮過程と重なつて、此興奮を容易ならしむる處の所謂神経の練習過程である。而して此興奮過程が前のものと同一のものでなくとも、此過程と密接な關係のある他のものは、其餘影を受けて所謂接近練習によつて機能上の働きを生ずるものであ

ると説いてゐる。例へば吾人が反物を買はんとする場合、

直ちに過去の經驗した反物の事を聯想して、其當時の値段善悪、其他種々な事柄を考へるのである。是即ち以前の神經過程の餘影傾向と重つて種々な聯合作用を生じて來るからである。吾人は此理によつて同一物體を見るとき、共同一の神經過程の餘影傾向を聯合する事の易なるを知るが、間接に類似の過程によつて一つの練習が起る場合には、聯合に難易の差を生ずる事を體驗するのである。而して人間生活上に於て此類似聯合はそれが甚だ重要なもので、吾人の經驗が役立つと云ふ事は、蓋し其經驗の生ぜしむる處の神經過程の餘影が、次に起る處の過程を類似する經驗をなす場合に役立つのである。

記憶 (memory) は一種の聯合過程であつて、一つの刺戟に對して前の經驗を聯合せしむる働きである。即ち神経の直接聯合所謂器械的の記憶は容易であるが、類似聯合に依つて行はれる處の、間接聯合所謂理論的 (過去の經驗とか現在の經驗によつて類似する聯合の過程) の記憶は、雜になつて困難になるが、人間生活上に於て最も意義を有する

ものは、此記憶である事を認識されるのである。

想像 (Imagination) とは既知の事實又は觀念を材料として、種々な聯合作用を起すもので注意や記憶のやうに、聯合作用に依つて起る處の働きである。而して機械的記憶のやうに再生的想像と云ふやうな、聯合の單純なものは容易であるが、創始的想像と云ふやうな、複雑な類似聯合作用を要するものは困難になる。斯んな働きを總稱して吾人の精神の働きと云つてゐる、今正常兒童と犯罪兒童の、精神上的の差異を考察するとき、正常兒は其生活年齢に相當した精神機能上の働きが完全に行はれてゐるけれども、犯罪兒童は其生活年齢に反して、常に機能上の働きが不完全で、知能に大なる個人差を現してゐる者である。

犯罪の話題それは多くの場合に論ぜられてゐるやうに、歐米の先覺者は感化院收容兒童の二十五%は低能兒といひ、或は犯罪者の四分の一は低能若しくは正常に達しない所謂中間知能者たる劣等兒であると説き、またカリフォルニアのイオネの感化院に於ての研究は、不良少年の三十五%は至三十五%は全くの低能兒であつて、知能劣等の數が夥し

いと報告してゐる。余は此報告の指針に基き、大正十二年中の研究の所産が、正常児童と精神薄弱者（低能児）及劣等児の、精神作用上に著しい特質を以て、精神構成上に於ける注意、聯合等に於ける個人差を以て顯してゐる。換言すればそれが廣い範圍に涉つて注意に缺如し、聯合作用缺陥のため判断、創造性、順應の材能に就て個人的に、缺陷者である事に驚いて居るのである。而して現下社會都市に増加する犯罪兒童の收容者に對し、如何に其矯正教育を施すべきかを考慮するとき、少年刑務教育上重大な問題として低能及劣等児に重視せねばならぬ事を考察するのである。余は近時社會に於ける教育に關する文献が、余の體驗するが如く個人の材能と其教育に於ける限界が、殊に個人差に就いて重視高調さるゝ傾向を示すに大なる興味を感ずるものである。随つて吾人は目下の急務として、彼等の精神內的に、理解ある意志的訓練教育を施すことに、重視するの要ある事を考察するのである。

醫師の見たる懲罰

山口 甚一

近來著しく刑務所の衛生著目の焦點となり、却て門外人士の鞭達を辱ふするに至りたるは同慶欣祝の情に堪へざる所なり。刑政一月號正木氏の行刑衛生に對する私論の如き論旨多少保健技師としての職責と衛生學其ものと若くは學園と作業場、例之帝大衛生學教室と傳染病研究所作業室との如く、一は學究機關にして一は應用機關なるを顛倒視されたる感なきに非ざれども、正木氏の所論大態吾等の傾聽に價する名論にして、思はず再讀三讀之を久しくしたり論中行刑の二字を冠せば刑務所衛生の進歩發達は凝滯すと説示せられたるは最も咀嚼味ふべき論點にして、刑務醫道の爲將又我同士の爲喜びの芽生へしたるものなりと見て然るべく、暗雲一時に去りたるが如き感あり。

楮て予は茲に減食懲罰の廢止を提唱せんとすその理由は

人道に反し、且つ醫學上有害にして、而も效少き爲なり、減食の身體に及ぼす弊害は例へ數日にして快復し得る者ありと雖一時たりとも事實體重の減量は吾人内臟機能に唐突的秩序の變化を來し、以て新陳代謝に及ぼす影響少なからざる憂あり。減食時減食後新陳代謝内臟機能の動作力分泌排泄の變化精神作用に及ぼす影響等學說上の根據を事實實驗に徴して之を發表すること能ざるは甚だ不眞面にして又遺憾とするところなれど、既に一般斯道學者の認めらるべき如上の諸障礙は之ありとして是認せらるゝ所なり。しかも此の減食懲罰たるや眞に陰險にして恰も眞綿を以て首を絞めるに異ならず。彼等平素粗食漸くカロリーを保ち、貴重肉とし生活原動力素として貯へたるを暗夜に乘じ、チビリチビリ削り取る卑劣殘酷の懲戒手段に類したる行爲にして、或は聊か蟹的矛盾の譏を受けんも却て答撃を與へて之を打ち鍛へるこそ寧ろ男性的にして、我が國民性に叶ふやも計り知られず。或は曰ん、減食懲罰は彼等に沈思默考の時を與へ、追懐の念を惹起せしめ、以て反省に導く方便なりと。果して反省の念湧然として起す者幾人ありや、彼等

は犯則の企圖前既に減食の何日かを豫期したる上、之を科せらるに在りて、何等の痛痒を感ぜざるかの如き態度に出るは受刑者一般の通有性なるに於ておや。若し斯の如き實狀とすれば此の懲罰方法も既に存在を認められず、又威信を失墜したるものと云はざる可らず。然らば此の懲罰法を如何に運用せんか、余は一舉兩得の具體的案準備なきも、若し全廢不可能なりとすれば漸減、例之懲罰第一日は1/5二日目は1/3と云ふが如く漸次減するか或は主食は其儘となし、副食物惣菜のみを犯則の輕重により輕減或は全廢何れかを選べば時にとつての一策にして懲罰の精神に悖らず、且つ又體質營養上に於ても短時日なれば著變を來さざるものと思料す。然れども余の趣旨は斯の如き妥協的緩和策を以て満足とするに非ず。人の常食を擬奪するが如きは益々彼等をしてさもしき根性の醸生となるを虞る。望むらくは本罰則の全廢せられんことを切望するものなり。聊か卑見を述べ大方の高教を仰ぐ。尙保健技師としても自由刑の何物たるやを解し、行刑の現狀如何なる情勢にあるかを觀察し、是に順應して自己の業務を執らざる可からざるを

信ず。徒に普通一般醫學者開業醫のその如く治療衛生の萬能主義にて保健技師の職責足れりとなすが如きは、余の遽かに承服し能はざる所なり。之に就ては特に正木氏の所論もあるべし、以て教ゆべしと爲さば幸甚。

累犯防遏に就て

(奮起せよ刑務界に奉職するもの)

稻葉春榮

累犯豫防の方策如何、今その主なるものを列挙すれば刑務所内部に於ては不定期刑並に累進制度の急設即行、職業的訓練、教誨上並びに、處遇上の改善、刑務官の徳性涵養宗教的信念の扶植等なり。刑務所外に於いては保護會の完備並に同會職員の人選、同資金の充實、同間接保護積極的努力町村自治體と保護會との徹底的連絡を計ること、殊に各町村の自治體に對し保護的自覺を與ふること、警察官に對し全國的に保護思想宣傳に努むる事等なり、職業的訓

練をなすに釋放後自活の道を容易ならしめ且刑餘失業の悲境に沈淪するを減少せしめんが爲め、彼等在監中可及的便宜を計り、彼等の欲する適當の職に服さしめ其の職を修熟さす事是れなり、殊に無職の罪因に對しては最も緊要とする所なり、次に教誨上の注意は教誨師が彼等の精神的缺陷を洞破し是れを補ふ様努力する事、其の缺陷も多々あり即ち國家觀念慈悲同情の精神の缺乏並に感恩精神の微弱、因果律共存共榮祖先崇拜の觀念薄く、且つ意志の薄弱なる等數へ來れば枚擧に遑あらず、教誨をなすには簡單に且つ實際問題を基調として徹底的に彼等の腦裡に印象せしむる一面には、戒護の規律を嚴重にすると共に他面には同情を寄せるべきである、剛柔其の宜敷を得る事即ち是れなり、又私的感情を以てする事は斷じて宥さぬ、一言にして言へば寬嚴宜敷を得るに歸するものなり、尙亦刑務官の人格徳性の涵養の中で最も緊要なるは刑務官吏の精神上に宗教的信念の樹立是れなり、次に外部に向つては保護會の完備保護職員の適材を得ること、又資金の充實なり、尙ほ是れ

と同時に保護に關し常に遺憾に思ふて居る一事は間接保護の積極的ならざる點と、各町村自治體が保護思想の缺乏等はれなり、此の二點の宜敷を得ると否とは實に彼等累犯防遏に最も緊要なる事實に徴し明らかなるものである、仍つて間接保護を積極的ならしむると共に保護會と各町村自治體との關係密接にし、今少しく各町村自治體に對し保護思想の自覺を促し度い、次に警察官吏に保護思想宣傳なるが、是れは或一部の縣下には既に實行し着々其の効果見るべきもの有る様なれども、悲哉夫れは未だ極めて狭き範圍に限りてのこと、未だ全國の警察官に保護思想の普及せざるの感あり、仍つて是れが宣傳を肝要なりと絶叫するものなり、然して其の宣傳の捷徑は先づ警察官練習課目の中に釋放者保護に關する課目の附加なり、次ひで常に上官は是等集合する機會に臨んで必ず訓話的に保護上の注意を與ふるの必要を叫ぶべきである、以上内外呼應し各自責任觀念を篤くして努力せば、累犯防遏に偉大なる効果を與ふべきを信ず、

◆一休禪師の作とかや或ふみに
地獄遠きにあらすおのれが罪おのれを責む極樂また眼前なり神即我なり
よの人の直き心を其儘に神の神にて神の神なり
一代の守り本尊は飯と汁となり奢をしりぞけ儉約を違へず家業をよくつとめ一杯飲で寐るところすなはち極樂也説法外にあらす獄門磔火罪追放閉門遠島これみな御慈悲の説法なり
◆澤庵和尚の作なりとて
飯は何の爲めに喰ふものぞや脾垂るさを止るために食ふものはひだるくなくば喰ふていらざるものか、しかるに添物なくて飯のくはれぬといふは、みな人の僻言にてひだるさを止るための計略なり役にくふにあらす添物なくて喰はれぬといふは、いまだ飢の來たらざる也飢來らずば一生喰はでもすむべし

廢劍銃反對意見一括

硯底生

藤木氏は行刑上の進歩は速かに劍銃廢止を斷行するにありとの御説なるも、我が國刑務所の現狀に於ては未だ劍銃廢止の時機に到達すること前途尙ほ遠慮だと思ふ、監獄法第二十條第一項各號に該當する場合の如きは如何なる手段に依りて之が防止をなさんとせらるゝや茲に具體的例を擧げん、例へば十數名の受刑者共謀して官吏に對し危険極る暴行を加へ又は官吏を殺害して破獄逃走せんとしたる時の如き、如斯場合に於ては如何なる處置をとらるゝや、徒らに同情慈悲を説くのみにて之が防止を爲し得べきや、又は彼等囚徒の爲すが儘に委せて能事足れりとせらるゝや、

氏は劍銃を使用するが如き實際の場合には稀にさへ殆んど認められないと云つて居られる處より考ふれば、餘程囚情の體やかなる刑務所に勤務して居られるので、恐らく前述

設例の如き場合は殆んどないものとの御考へであらうと思ふ。乍併如斯事故は從來絶へず發生して居る恐らく將來に於ても絶ゆる事はなからうと思ふ、昨年中の朝鮮内のみに於ける實例に徴するも事實は雄辯に之を物語つて居る。昨年春の清州支所事件及昨年夏の清津刑務所事件等は氏は恐らく御承知ないことと思ふ。

氏は劍を吊して教養せんとし銃を携帯して感化を與へんとするは夫れは最早滑稽事に屬しては居ないであらうかと云つて居られるが、若し教誨師に對して劍を吊らしめて教誨せしめたならば夫れは誰が見ても滑稽事として笑ふであらう、併し戒護官吏たる者が劍銃を携帯するは當然の事である、否必ず之を携帯するの必要がある。感化教養は御説の通り必要である、必要ではあるが刑務所には未だ夫れ以上の必要なる遇囚上の根本となる戒護と云ふ事がある。戒護なくしては感化も教養も出来るものではない、戒護あつ

て彼等に規律を遵守せしめ然る後初めて感化教養の如きは生るゝのである。

氏は眞逆の場合には之で殺すぞと露骨に口でこそ云はね殺人器を見せつけて眞逆の場合を豫定し準備し云々。且又受刑者の人格を無視するの餘り甚だしきものではあるまいか云々と云つて居られるが、眞逆の場合「監獄法第二十條第一項各號の場合の如き」には最後の手段として之を使用するぞと知らして置いて少しも差支ない、否知らして置かねばならぬ、社會に於ては刑法なる法律を設け人を殺したる者は死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に處す。尊屬殺の場合は死刑又は無期懲役に處す。何々の罪は何々の刑に處すと一々抽象的事實を擧げて規定してある、之は社會の安寧秩序を維持する爲である。之を見て誰が不條理と云ふ者があるか。誰が人格を無視した法律と云ふ者があらうか、若し萬一ありとせばそれは現社會制度の下に於ては容れられざる一部主義者の言であらう。社會の安寧秩序を維持するに法律が必要なるが如く、刑務所の規律を維持するに懲罰も必要である、眞逆の場合には最後の手段として劍

銃使用も必要である。劍銃を携帯するからとて決して受刑者の人格を無視するに當らない。若し刑務官吏の劍銃携帯が受刑者の人格を無視するものとせば警察官吏の帶劍は社會の貴顯紳士を始めとし一般良民の人格を無視することゝなりはすまいか、

劍銃の如きものは殺伐の氣分を喚起するものであつて、受刑者間に何となく殺伐の氣風を漂ふて居るが如き狀態を認めらるゝものは或は劍銃的戒護に對抗したる心理狀態ではあるまいかと心配して居らるゝが、日夜受刑者に接する吾等としては如斯傾向は毛頭認むべきものがない。若し氏の所説の如しとせば社會に於て放火殺人傷害等殺伐なる犯罪の行はるゝは軍人が劍銃を携帯し警官が帶劍する結果だと云ふ事に歸着しはすまいか、茲に至れば極論も亦甚だしと云はねばならぬ。若し刑務官吏の劍銃携帯を廢止し絶對に之を使用するの權を有せざるものとせば、彼等兇惡囚の如きは如何なる暴戾を逞ふするに至るやも知れぬ、破獄逃走等の不祥事は相次で起るであらう。

氏は劍銃を目して殺人器なる名稱を付して居られる。殊

數を手にして慈悲を説かるゝ宗教家の目よりせば或は然か見へるかも知れぬ、併し劍銃の眞の性質は決して然かるべきものではない。古より劍は武士の魂なる語が傳はつて居るが、誠に至言と云ふべきである。制を著して劍を帯びたる時の心地は何となく心身が引締まつて来る、従つて姿勢も正しくなる不規律な姿勢をしたくも自ら夫れが出来ない、誠に劍と云ふ物は有がたいものである精神修養の具である自己の魂である之を在監者に對して使用するは絶對に他に施すべき術なき最後の手段である。刑を設けたる終局の目的が刑なからしめんが爲めにあるが如く、劍銃携帯の終局の目的は之を使用するの機會をなからしむるにあるのである、若し感化教養の美名に名を藉りて劍銃廢止を斷行せんか暴行逃走等の不祥は現在に幾倍するに至るやも知れぬのである。

氏は又昨年大震災に殉職せし小野塚巡査が帶劍せず人命を救護せし例をひき刑務官吏の劍銃不必要を論じて居られるが、天災時に於ける社會良民の人命救護と平時に於ける受刑者戒護とを混同してはならぬ、何故に受刑者は區別せ

られたる一定の場所に收禁せられて居るかを思ふの時右の混同不可の理由は明白に分るであらう。

要するに氏の劍銃廢止論は恰も軍備の極端縮少を唱ふる一部の論者の如し、天下泰しと雖も戦ひを忘るれば國必ず危し囚情如何に平穩なりと雖も非常時を慮らざれば國必ずを醸すの基となる。徒らに同情慈悲を標榜し感化教養の美名の下に劍銃廢止を斷行するが如きは刑務所の根本生命を破壊するものである。劍銃の廢止は理想の夢にして心身の緊張こそ刑務官吏の生命と思ふ。敢て先覺者諸賢の御垂教を仰ぐ。

井上謙敬

行刑政策の一轉期と共に種々の方略施設も亦變更々改せられねばならぬのは當然である。而して此の方略施設の變更の一として刑務官の拳銃及帶劍を廢せよと主張され(但し數年前よりの言論)嘗て甲府の櫻井君等も本誌の前身たる監獄協會雜誌に盛に主張せられたものだ。當時僕も大に

之に共鳴した一人である。而して其後踏として此問題が本誌等にも其鳴りを靜めて居つたが、依然僕は此の問題に對して注意を忽にせず一部所長級間に於て廢劍丸腰の脊廣等で勤務せらるゝものにも大に刮目しつゝあるものだ。

我々が薔薇の花や蓮の花を觀る時、其美觀に打たれ、其馥郁たる芳香に陶然恍惚とまではいかなくとも快感位は覺えぬ者はなからう、併し此等の美しきものゝ其業障に其幹軸に自己の生を全ふすべく自己同族の蕃殖を敢てすべく之を妨げ之を侵害せんとする外敵に對て其反逆を矯めるべく其毒手を免るゝべく其防衛として刺針等の武器を所持することを忘れてはならない。今我々人類が世界的に又國家的に自己の生を全ふすべく同族の蕃殖を敢てすべく換言すれば平和安寧を招來すべく世界的にも又國家的にも種々の機關の設置を餘義なくされる。

而して我刑務所の存置の如きも此の意味に於てせらるゝのであることは今更贅するを要しない。

而して此の刑務所の行政方策なるものが其旗色を大に鮮明に教養感化として現はされた今日、從來の帶劍又拳銃携

提が首肯出来ないようにもあり、又矛盾も甚だしいようにもある。併し物には表裏があり、世態の一面は何と云ふても相對性であるが如く又家庭に於ても慈嚴の父と溫愛の母と融合一致して一子弟の教養に當るが如く、刑事政策に對しては其行刑の目的を達せんとするに當て矢張り帶劍も拳銃携提も之を認容して行かねばならぬと思ふ。否存置携提する方が良いと思ふ。

マホメットのコーランと劍とを持つ所に彼としての權威があるのだ、又相好圓滿の地藏尊の一方に降魔折伏の不動明王の嚴立するのに妙用がある、又必墮無間の憂苦萬端と無量佛國の快樂無極と相對して茲に眞覺々醒の妙諦を顯現するのだ。行刑の上に於ても一方に忍辱法衣の教誨師と一面に劍銃携提の戒護官との居る事は處して其効果上、假令矛盾であるかの如く見えても事實に於て不得策ではない、要する所丸腰と劍銃携提とは何れが行刑の目的を達成するに、よりよきかと云ふにあるのであるが、一利一害は多くの場合免れないので唯僕は現代の一般心狀(他敵に對し

ても)又現在の受刑者の心理より推して劍銃携提の方を利得の多いものと信する者である。昔て川越少年刑務所等が其懲治時代に採りたる所謂丸腰行刑振りは全然失敗に終つたことを聞て居る(他にも原因があつたらうが)其で今後一般刑務所も階級制を布かれた際の如きは其或上級及其次級位迄此の丸腰所遇が大に良好と信する、従て今より之を提唱しても差支へないが併し現在の制度に於ては此の劍銃を全廢することは、そう大聲疾呼するの要はないと思ふ。寧ろ之を帯持するを良策と思考する。

稻葉春榮

藤木氏の劍銃廢止論には理想としては賛成なれども同氏の即時斷行説は餘りに時期早尙であると思ひます。

戸田要作

刑務官は如何なる趣旨と期待を以て劍銃を携帶するもの

であるか、固より之れを以て直接教化用具に供せんとするにあらず。御説の眞逆の場合之れを以て殺すぞの如き誠に兒戯に欲する威嚇の用具に供するものにも勿論あらず、劍銃は實に一朝事あるとき即ち非常事變に處して形勢の萬全を期するため最後の鎮壓手段として権力行使の用具である、尤も威力を以て人を威服するてうことは吾々の思む處であるが、身受刑者として指導訓練を受くべきものに在りながら敢て兇暴不埒を逞しうして行刑を危険ならしめるといふことであらば己むを得ず劍銃の威力を以て制服し完全に刑罰執行をせねばならぬ、然るに氏は劍銃使用の實際の場合がなむから不必要の如く言はるゝが、使用の場合なきは洵に結構であつて、吾々は寧ろ使用の場合なき平隠無事を切望して止まぬ、去れと思はねばならぬ、之れを携帶して居ればこそ劍銃使用といふ大なる事故も起らず行刑を完ふして行き得ることを、若しも之れを邪魔物の如く廢止せんか、遠からず必然劍銃の威力を借らねば手の下しやうなき由々しきふ祥事を所々に勃發するに至るであらう、然り劍銃は行刑上必要缺くことの出来ぬものである。

有つては教化の邪魔と言はるゝけれど、無くて甚大の悪害は有つて微々たる害どころでは事が済まぬ、足下に大なる溝渠のあるに氣付かず目的のみに馳けるは危険無謀も甚だしい。進むべくして進まざるは眞の進歩でなく、それは盲進である。劍銃が有つて邪魔とのみ思ふ我田的地を轉じて少しは利の方面に眼を透して欲しいものである。軍人や警察官が帯劍しようとするまいと格別刑務官に交渉はない筈で、吾々は假令に軍人が廢劍される世にならうともそんな事は何も知つた事でない。刑務官として必要あらば須らく劍銃携帶すべきである。一警官が劍などは不必要だと例外行動を執つたからつて、必ずしも刑務官が之れに雷同して突飛な眞似をせねばならぬ必要が一體何所にあるだらう。若しスハ大事といふときに面して刑務官が此の眞似をして馳け付けるやうな事があつたら大變である。刑務官は刑務官として泰然自若變に處して萬々違算なきを期さねばならぬ。要するに劍銃そのものゝ具備する威嚇性の教養上に及ぼす害の如きは極めて微々たるもので、こは刑務官その人の温容慈顔以て接する態度宜しきを得るならば充分償ひ

得らるゝものである。従て受刑者間に殺伐の氣風を喚起したり、又は心事に悪影響を及ぼし、反感を喚起といふやうなことは、實際上有り得べきことであると私は信する。藤木氏が之れ以て斯く廢止論を提唱せらるゝは餘りに早計にして、机上一片の御説かと信する。敢て慎重なる御考察を望みます。最後に不遜の言は平に御断りします。

吉岡碧水

過般警視廳では警官に小銃を携帶せしむることを得る規定が新たに考案されたそうですが、民衆保護と云ふ聖き國家的使命に當る警察官ですら、所謂殺人器たる小銃を携帶せなければならぬ世の中ではありませんか、況んや誑詐變幻なる犯人の戒護に於てをやで御座います。

乍併我輩は決して或る論者の如く、帯劍せねば刑務官の威厳が保てないから佩劍の必要があるとか、或は受刑者の刑務官に對する崇敬の念を増さしむるために必要であるといふやうな極端な説に左袒するものではありません。

嚴正なる刑罰の威力を示すに就きましては監獄法第二十条の如き制禦法も削除する事は出来ないではありませんまいか。殊に正當防衛としての銃劍携帯は職務柄どうしても速かに廢し難い點はありませうまいか。受刑者を教化して行きまするには、どうしても同情心と嚴正とを經緯とせねば、彼等犯人をして改過遷善せしむる徹底的な強い力の成就は得て望むこと出来ないであります。劍や銃は恰も嚴寒酷暑に似たものでありまして極端に考へますとなんだか威嚇の具或は殺人器とも見へませうが決してそうでない。其精神は恰かも春の暖い人類愛を以て彼等を救済して行くのであります。若し冬の準備がないと假定致しましたなら、いかで春の温風に花が咲いたり萬物芽生じたりすることが出来ませうか。若し夏の赤熱に遭遇せなかつたならどうして萬物生育し秋の成熟を獲得することが出来ませうか此の天地宇宙の大自然に則りまして必要であると思ひます。刑務官の携帯する銃や劍は決して彼等が憎い爲の威嚇道具でなく天真爛漫たる純眞の花即ち改悛の華を咲かしめ着實の實を結ばしむる爲には有形に無形に偉大な力が要ると思ひます。

◆シー・アール・ヘンダーソン氏曰く

公衆の健康と一般の教育とは密接不離の關係がある。強健なる身體は生存上必要なるのみならず、知的生活の目的を遂行するにも大切である。これと同時に、健康は行爲に左右せられ、行爲は知識と信仰とに支配される、故に人が強健となるには、是れ聰明にして希望に満ち、又有徳なるを要する疾病と薄弱から救はれんとせば、先づ自らが、大いに決する所がなければならぬ。教育、道徳、健康の間には相互關係の切實なるものがある。



ある教誨師の手記

— 第一印象の巻 —

丁 英 生

【拘摸の凄腕】

教誨師が監房を訪問するには別にノックすることは要らない、鐘の響で何人が来たかはチャンと知つて居る。而して如何なる場合にも熱誠なる歓迎をする、房内唯一つしかない腰掛の埃を拂つて、提供せらるゝなども其一例である。だれでも扉を開けない以前には、この中に恁麼人物が這入つてゐるか大なる疑惑が心中に起る、かゝる場合には戸口に掲げられる小札を一見すれば番號氏名と刑期を示す數字とが記されてある、それだけ知りて入房し、仕事を始めるのである。(手記のまゝ)

ある教誨師の手記

(教誨師の監房訪問が房前の名札を見るだけ位の不用意であつてはならぬ、必ずや房内の人物に對する相當の豫備知識を具へてかゝることは絶対に必要である。此教誨師は恐らく第一印象について語らんとして、斯る記事を置いたのであらふ——譯者)

或時拘摸の術に非常に巧妙なる者に出會つた。自分からどんな事をして三年もの刑に處せられたのかと訊いたら、ナニしろ度々の犯罪を繰り返へしますからとの答であつた。自分は其時海員外套を着て鈕を掛けたまゝ、壁の方へ後ろ向きになつて云つた、

「ハハア、どうして人の衣袋から物を取り出して氣付かれ

ある教誨師の手記

ないものか、不思議でならない。自分が工場の窓を
居る間に、知られないやう時計を掬り取ることは逆でも
能まいね」

と、殆ど其詞の終らないのに彼は微笑しながら掌を擴げて
突き出し

「モウ、手に入れました、實地にやります時は鎖をブツリ
切るのですが、貴方が御好みでなからふと思ひまして、
其手はよしました」

自分は少しも觸はられた覺がない、全く魔術のやうだ、
(手記のま)

(教誨師や其他の刑務官が研究にかこつけて拘摸や忍び
込みの方術を受刑者に聽くことは往々あるやうだが、こ
れは無益で且有害である。唯だ自己の好奇心を満足せし
むるに過ぎない。無益とは犯罪手段を研究して檢舉や捜
査に役立てるのでは無論なく、さりとて世人に警告を與
ふるなどは自ら別に其人がある、其有害といふは假令犯
罪手段なりとも彼が其巧妙なる力を有することをこちら
が認めたる以上、彼は一種の優越感を懷抱して、根本的

に彼の行爲を否定する教化に對し、屈服することが難き
に至るの虞がある。教誨師はかゝる犯罪手段を知らずと
も、彼を反省せしむる餘地は充分に存することを忘れて
はならぬ——譯者)

【さがれ、悪徒】

或時自分は一老囚に遊藝を演ずることを勸めて刑務所長
から戒飾を喰つたことがある。其老囚は再三再四刑務所を
出入し頗る犯數の果つたものであるが、いつも輕微な罪ば
かりである。自分の記憶では此男の最初の犯罪は馬と車と
を盗むだといふのであつた。彼が説明する所によると、そ
の生活方法は馬方が飯屋に這入つて食事をする間に馬の番
人をするのであつた、馬方などは悪い者で、時として番人
に貨錢を支拂ふが、時としては借りたまゝ逃げて往く奴が
ある。馬方は彼に七志六片の金を借りて返さない。そ
こで番人たる吾友は自分で其だけの金を取込まふと決心し
て馬方の食事中、馭者臺に上つて街に出て往ききの人に雇
はれ、一ト仕事して七志六片だけの金を儲けた。それから

が彼の失策で、舊の建
場に車を返へさずに、
異つた所に置いて歸つ
てしまつた。(手記のま
)

(見よ、初犯は殆んど
間違ひに近いことで
處罰せられたのが病
みつきとなることを
いづこも同じ處罰の
悲哀を感じなければ
ならぬ——譯者)

さて此男は年をとつ
ても面白い奴で、釋放
されてから英具蘭、蘇
克蘭、愛爾蘭を遍歴し
て、往つた先きくで
どうして居るかを通知

ある教誨師の手記



—(京東)らくざ色五の川荒・所名の花—

して来るから、常に彼
を勵ましてやり、自分
の同情が正しき道を守
るに役立つやうに望む
で居つたが、終に再び
歸り來た時は受刑者と
なつてゐる。例の通
り六ヶ月間獨居房に置
かれ、仕事は裁縫で、
房扉は開け放たれ、階
上を巡回する看守には
内部の動作が知られる
やうになつてあつた。
或朝自分は彼を訪問し
て色々の話のついでに
彼が遍歴中に、どうし
て生活の料を得たかを
尋ねた。

「へい、私は居酒屋に這入つて、そこのお客達に聲色つかひはいかゞですかと、言ひ掛けて、一くさりやらかすのです、そうして帽子を廻はし、少しばかり貰つては旅を續けるのです」

「どんな聲色をやるのか」

「ソリヤ私でも、セクスピアの文句や、改心美譚劇の典獄や教誨師や受刑者やの間の舞臺詞位は知つてまさア」

「一つ聞きたいものだねエ」

「ドウしまして、こんな所では」

「ナニ、構はないヨ、大した騒ぎさへしなければ」

彼は始めた、中々巧かつたが、受刑者のナイフを振り上げ、「退れ悪徒」と叫ぶ段になつて、彼は裁縫の大鋏を取り上げ、自分の頭上に振りかざして、大袈裟に

「さがれ、悪徒」

ミ高くやつたものだ。折柄房前を通りかゝつた看守は教誨師が命にかゝる脅迫を受けて居ると思ひ違ひ、飛込むで彼を絞めつけた。そして所長へ報告しなければならぬと言つた。自分の辯明にて幸に事済みとなつたが、所長からは

「アンナ場面はやらさぬやうに、そうでないと他日、本統に脅迫する者を看守が見ても、構はないで掛け、また例の教誨師だからと云ふやうになる」

と注意せられた(手記のまゝ)

(冗談にも事缺いて、芝居の眞似や、聲色を演らせるはよく、飄軽な教誨師である。所長がそんなことをすると、本統の場合にも戯れと思はれると、イソツブ物語のやうな戒飾を加へたは尤である。さりながら、一面教誨師と受刑者とは何等の隔りもなく、眞に親友の間柄の如く交はる様子が窺知される、其形を學ばずして、其氣分を學びたいものである——譯者)

【情願者の奇計】

教誨師が任意に受刑者を監房に訪問する以外に、面會の情願を申出させる。これが爲めに教誨堂に二個の大きな函を備へ、教誨師に面會を求むる者は自己の監房番號を書いた錫の名票を之に投入させ、教誨後其を集めて各房へたづねるのである。時としては之が爲め一日の訪問時間全部を

取られ、任意に訪問教誨をなすだけの時間を餘さぬことがある。或者は取るに足らぬ口實の下に度々教誨師に面會を

求め、他の重大なる要件を控へた者が待つて居るのに、徒に時間をたゞさせることがある。ポーランドの間で交際好きの愉快な口まめな男があつた。彼は何時の場合でも教誨師に面會を求めることを忘れたことがない。しまいには我同僚は絶対に彼に引張り出されることを拒み、彼の奴には氣を附けなさいと自分に次の話をした。

私は丁度昨日も房前を通らふとしたら、私の足音を聞き付けて呼び込むだ

「オ、H教誨師さん、一寸御話したいと思ひますから、戸を開けて下さい」

「今朝は大變忙しいから、このまゝ何用か言つて見られよ」

「イヤ、戸を開けて下さい、特にアナタに御話をいたしたいことがあります」

戸を開けた次は、長い間願つて置いて待つたのだからとてとうとう座らされた。(其實唯だ二日前に願出たに過ぎな

い)

「オイ、君、一寸見給へ、僕が會はなきやならない人の名前がこの様に手帳に留められてある。これだけの人に三十分間に會ふ筈だから、君の用向を直ぐ聞かして貰ひた

「ハイ、何よりも先きに、何か私に變つた所がないか、お氣が付きませぬか」

「とんと氣付がないねエ」
私の風采に變りがないですか、實は私の頭髮の分け方を貴師と同じやうに眞中から分けましたことに氣が付きませぬか。モシHさん、往つてしまつては困ります、まだ

外の話がドツサリありますから……」
Hさんは立つて出て来た。(手記のまゝ)

(ヨクある傳だ、獨居監房に居る者から随分此調子で教誨師が擲論はれることを氣を付けねばならぬ——譯者)

【石と鐵とでは刑務所とならぬ】

此ある教誨師の言ふには、收容所が要求する書籍は字書

が多い、外國語のそればかりでなく、英語の方をヨリ多く希望する、また數學の問題を研究することに苦心し、時々難問題を解いてくれと求められて困まらされる。之を解けば他の事にも估券が下る云々は何處も同じだとの感を抱く。これから彼の筆のまゝ譯出する。

善き圖書館は收容者にとりて最大の慈善であることは間違いない。大抵の者は讀書ができ、又そののできない者は教へてやる。彼等が良き圖書を房内に携ふるは無上の慰藉である。

石の壁では獄舎はできぬ

鐵の格子も監房とならぬ

精神の糧として良書を與ふれば其時だけでも拘禁の苦痛は半減せられる。

新書を補充する爲め、官廳より年々充分の經費を支出し教育的と興味的との種類の圖書を選択するは教諭師の責任である。

自分は、圖書を購入しやうと思ふから、各自希望の書名を石盤に書き出すやう、其中から購入すべきものを調べや

うと思ふ旨を教諭堂で收容者に告知して、大なる便宜を得た。猶各自の希望せる書籍を借覽する機会を改めた。自分かダートムアーに赴任當初には唯た一冊を許し二週間目に引替へるといふ嚴格な規定であつた。又教育的の書籍と其他の軽い書籍との區別を立てなかつた結果、教育的、若くは宗教的書籍は何れも活用されてなかつた。自分は此規定を擴げて同時に二冊を許し、其一是教育的或は宗教的性質のものとし、他の一は小説か傳記類とし、而して一週間に二度づゝ引替へることにした。その結果總ての圖書が速に巡回し、非常に有益なることを認められた、勿論中には解らない男があつて、希望の書籍がスグ來ないとすると、直に情願と出かける。先づ自分に對し、次は所長に對し、而して終には内務大臣へ訴願を提出する。

教育高き者には自分の私有圖書を貸與するが、これでも満足をしな。或一人——大なる讀書家で、自分の書籍の數々を貸出した——が、希望の圖書を得られぬとて、訴願を提出したから、巡視官が來た時此件を協議せられた。ソレではと其者の監房へ巡視官を連れて往つて、架上の書籍

を見せたら十一冊あつた。上官から云つた

「此所には規定以上の書物があり、其中には官本でないものがあるが、これはどうしたのです」

「ハイ、私が規定以上を貸しました。そして私所有の書物もあります、それは彼を穩に落付かせて、敢て内務省の貴官までも煩はさないやうにと思ひまして」

話はそれきり済むだが、其後も收容者の精神を改善し、生活の單調を救ふべく出来るだけの努力を拂ひつゝある。

(これまた何處にもある流義だ、教諭師は圖書によりて非常に教化の効力を増大するの半面に圖書の取扱振りに由りて收容者の怨府たる場合も多い。概して自由なる、寛大なる方針を採ることが教諭師の本分であり、情苦を少

くして、其結果豫想する程の危険も弊害も生ずるものではない

最後に此の教諭師は、收容者が圖書を希望する願望に認むる書目の誤記があることを擧げ、ユーゴの「噫無情」(Das Mierhals)をば「無無情」(Das Mierhals)と書いたものがある。受刑者の境遇上間違ひにも意味があるといつて居る。我等も時々「貯金のすゝめ」を「チョコキンの雀」と誤まつて舌切雀を思はせたり、「西郷南洲」に對し「サイゴナンジユウ」などゝ、假名書をして己が運命の辻占を表はすなどの滑稽味の存することも東西其般を一にすとても云ひたい程である。——譯者)

獨逸少年裁判所法の基礎觀念 (前承)

檢事 マルクス・ハイデルベルヒ

七

實體少年刑法は主要なる點に於て從來多少は實行されて
ゐた司法行政上の慣習に法律としての形式を與へたのであ
るが、一方に於ては一般刑事訴訟改革の精神から生れた少
年刑事訴訟法は木だ嘗つて獨乙の裁判制度に知られりざり
し改革を齎らしたのである。

從來は少年裁判所は構成法上の存在を有つてゐなかつた
のである。しかし名づけられてゐたものは職務分掌上區裁
判所に屬してゐたもので、その職務を司つてゐたものは後
見事件並びに少年犯罪事件を目的に取扱つてゐたので少年
の爲めの一種特別の陪審裁判であつたのである。然しながら
此れは全體の組織から見ても手續の方法から考へても成
年者の陪審裁判と毫も異なる所はないのであつて、而し亦た
常に少年の刑事事件を管轄してゐるものではないのであ
る。その管轄は少年事件は通常陪審裁判所に起訴せらるべ
きにあらずして刑事裁判所に起訴せらるべきものなりとの
例外を除いては他は一般の規定に於ふものである。少年裁

判所法の施行せらるゝに至るまでは少年は尙ほ被告として
大審院に起訴せられたのである。

少年裁判所法はこの状態を根本から覆がへしたのである
少年裁判所法は陪審裁判所の形式で特別の少年裁判所を創
設したもので、その陪審員は少年局に備へらるべき名簿中
より選任せらるゝのである。此の陪審裁判所には二種ある
一つは從來少年裁判所と呼ばるべきものにして、他の陪審
裁判所と等しく一人の裁判官と二人の陪審員とを以て之を
組織し、凡ての輕罪並びに普通の規定に従ひ大審院又は陪
審裁判所の管轄に屬せざる凡ての犯罪を管轄するものであ
る。少年に對する私訴は許されざることの此の法律によつ
て宣言せられてゐるけれども、被害者の利益が正當なる理
由ある場合は、私訴の方法により訴追せられ得る有罪行為
なるに於ては、檢事は此の少年裁判所に公訴を提起すべき
ものとせられてゐる。一般の規定に従ひ陪審裁判所及び大
審院の管轄に屬すべき事件については刑事裁判所の改正法
案の草案中の大陪審裁判所に做つて設けられ、従つて大少
年裁判所と名づけらるべき一箇の陪審裁判所の管轄に屬し

二人の判事及び三人の
陪審員とを以て之を組
織してゐるのである。
(第十七條)。かくして
少年は將來に於ては唯
だ成年者の犯罪と關聯
した場合にのみ刑事裁
判所、陪審裁判所、或
は大審院の判決を受く
るのである。

大小の少年裁判所が
裁判所構成法上の意味
に於て陪審裁判所とし
て見るべきものである
といふことは、手續法
上より見て多くの緊切
な結果を齎らすのであ
る。即ち今後凡ての少



春の山東

—らくさの寺水清山東所名都京、所名の花—

年事件は三審制の下に
置かるゝのである。少
年裁判所の判決に對す
る控訴は之を通常の刑
事裁判所に提起し、再
審の訴は之を地方裁判
所に提起し得るのであ
る。尙ほ關係事件の存
在せざる限り少年事件
は豫審に付せられない
のである。是に由て檢
事の位地は變更せられ
たもので少年事件につ
いては同時に豫審判事
の職務をも司るのであ
る。訟訴提起以前その
準備のため一般規定に
より區裁判所の命する

四週間の拘留期間以上に少年を、決拘留に留らしむるために必要な場合に拘留期間を延長するの権限が少年裁判官に與へられてゐる。然しながら少年裁判所は拘留期間繼續にする決定を新たに檢事より受くべき期日を定めなければならぬのである。

この拘留期間の延長は從來陪審裁判所の管轄に屬せざる犯罪に限られてゐる。拘留中の少年の利益を保護するために拘留時間四週間以上に亘り被告が辯護人を有つてゐない場合には少年裁判官は職權を以て辯護人を付することを要する旨が法律に規定せられてゐる。

少年の辯護に關する規定は本質的に全く從來の規定と異つてゐるもので、裁判所は總ての場合に於て辯護人の權能を有する附添人(Procurator)を少年に付することを得るのである。附添人の職務は少年裁判所法の理由書にもある通り訴訟手續中少年を助けるのみではなく、親友の位地に立つて手續終了後も尙少年を保護し、保護監督處分又は執行猶豫中少年を監視し善導すべきものである。是に由て被告の法定代理人が附添人として任命せらるゝのは只だ例外の場合

にのみ限らるべきである。その意味は少年局に就職してゐるもの或は少年局によつて推薦せられたものを選任せしめようとするに在るのである。附添人と共に選任或は指定された辯護人を付するを得るのは勿論である。大組織の少年裁判所に於て審理せらるべき事件については少年裁判所は辯護人を有せざる少年に對し訟訴提起の瞬間より辯護人を付することを要するのである。尙ほ事實上或は法律上の關係の錯綜せる場合に於ても職權を以て少年に辯護人を付すべきものである。辯護といふ點から考へて見ると從來の状態は非常に不利なものであつたのである。從來は少年は

審問に際しては未見の場所であつたのである。從來は少年は辯護人も知らない不見不識の裁判官と向き合せられたのである。其處で殆んど理解することもできない法律語で書かれた訴訟狀が讀み聞かせられ、質問が發せられ、供述が書き留められるのである。かくしては之に堪ゆる少年は決して多くあるものではなく、此くの如き方法で良い素質の生長を望むのは無理である。當惑の餘り彼等は黙つて了うのであるが、之が誤解の基となるのである。裁判官として檢

事として少年を審問したものは何人でも、辯護のないためにその結果事實の了解に關して尤も肝要な事柄を逸してしまふといふ感じを抱くのである。

審問に際して出來得る限り少年をして腹藏のないようにするために少年裁判所法の第二十三條は少年事件の審問を非公開としたのである。之に由て同時に亦た、少年審問の際に面白半分少年仲間の大勢が傍聴に來る爲めに、審問さるゝ少年をして自ら何か大事件中の傳奇的な一箇の英雄と想はしめ、由て以て自負の念を抱かして法廷に立つといふ事實の効果を多少なりとも減殺するの虞を防ぐことができる筈である。非公開の規定は當然亦た控訴裁判所にも適用するのである。

各箇の辯論につき被告に不利の影響を及ぼす虞あるときは被告人を退廷せしむるを得るといふ第三十三條第二項の規定も亦た同じ目的を追ふてゐるもので此れ亦た前同斷控訴裁判所に適用さるゝものである。

八

少年裁判所の管轄につきては訟訴提起の時に於ける被告の年齢によりて定まるのである。原則としては十八歳以下のもののみが少年裁判所に於て審問さるゝのである。然れども被告行爲の時尙少年たりしものにして公訴提起の時十八歳以上となりしと雖尙未だ二十一歳に達せざる時は檢事少は年裁判所に對して訟訴を提起し得るのである。二十一歳以上のもの及び手續の繫屬中二十一歳に達したるものは全然少年裁判所の管轄に屬せざるものである。

少年裁判所は感化裁判である。故に性質上精神的にも道義的にも健全なる少年を養成することを任務としてゐる凡ての機關と聯絡を保つべきである。是に於てか少年裁判所法は到處に此等の機關の内部的並びに組織的に協力の必要を説いてゐるのである。少年裁判所並びに後見裁判所の裁判官の職務は相並んで行はるゝと同時に一方に於ては合同せらるべきものであつて、この要求は、己に到處に感じられてゐるのである。少年事件を見見裁判所の管轄に屬せしむべき努力は、少年事件の或種類のものが見見裁判上の管轄權の存在する土地を管轄する少年裁判所も亦土地の管轄

権を認められたるにより、明かに認めらるべきである(第二十五條)。この管轄権並びに少年の滞在したる土地の少年裁判所は刑事訴訟手續法上の一般並びに特別の裁判管轄権に對して優先権を有つてゐるのである。

少年裁判所と後見裁判所との聯絡の外に法律は尙ほ少年裁判所と少年局との密接な協調に特別の價値を認めてゐるのである。少年裁判所法に云ふ所の少年局とは現存の大部分都市に於ける少年局を云ふのではなく、己に述べた如く一九二四年四月一日を以て施行さるべき少年保護法に於ける少年局を云ふのである。——然しながら州の法律は現存の少年局或は他の少年保護に従事する團體が、少年保護法に云ふ所の少年局の權利並びに義務を遵守すべき旨を定むるを得るのである(第五十一條)如何なる程度まで少年局の協力を求むべきや否は少年裁判官の自由裁量に任かされてゐないので、少年局は或程度まで手續に參與すべきものなのである。或る處置命令の下さるゝ場合には豫め少年局の意見を求めなければならぬのであつて(第八條)、少年に對する凡ての訟訴を與り聞くべきものである(第二十二條)のである(第四十二條)。

のである(第四十二條)。

九

少年裁判所法の制定と共に、凡ての方面から贊同を期待しても差支のない一箇の事業が完成されたのである。この事業が凡ての方面から歓迎されたといふことは、この法律が議會で——今日では甚だ稀れな出来事である——殆んど満場一致を以て可決された事實が之を證據立てゝゐるのである。長く行はれてゐた慣例から得た經驗で築き上げられたこの法律は久しく満たされなかつた要求を立法の上に實現したもので、獨乙の刑法並びに刑事訴訟法の發達に於て一時期を劃したと云へるのであつて、實に法律其者の發達を促し少年の犯罪の防止削減に資する所大なりと信する。唯だ肝要なのは、この法律の實行を司つてゐるものゝ人格である。凡ての良判官必ずしも悉く立派な少年裁判官であるとは云へないのである。尙ほ其上に卓越した法律上の専門智識を有つてゐる丈けでは足りないのである。

社會的な種々の事情を評價較量し、少年の心に善んでゐ

トリールのウネツトリツヒ少年監

尙ほ少年局は辯護人と同じ方法により拘留せられたる少年と交通すべきもので(第二十八條第三項)、必要に應じて少年の附添人ともならなければならないのである(第二十九條第三項)。之に由て少年裁判官の處置によつてその權利の侵害せられた場合には之に對して不服を申立つる獨立の權利を有つてゐるのである。少年事件が少年裁判所に繫屬するに至つた時漸く初めて少年局がその事件を聞知すべきではないといふことを特に明かにする爲めに、少年裁判所補助の機關は少年事件の手續の全部に亘り參與せしめらるべしといふ草案には知られなかつた一つの規定が本法に添へられたのである(第二十二條)。少年局はその權利と共に少年裁判所補助の義務が負はされた譯である。少年局は速かに行はるべき少年の性格境遇の調査、少年に對して執らるべき適當なる處分の調査、並びに處分に關する準備且つはその實行について少年裁判所を補助しなければならぬのである。此際には少年局は共同の目的を達成すべく同じ方向に働いてゐる凡ての勢力を利用する爲めに少年保護に従事する私立の團體と聯絡を保たなければならない實力を深切に尋ね求め、少年の幸福に必要な處分方法を不屈不撓遂行するの能力がなければならないのである。かかる裁判官は多くあるものではない。是に於てか少年裁判官として適當な人物を選擇する司法當局者の責任は益重くなる譯である。(Die neue Zeit)

トリールのウネツトリツヒ少年監

アメリカ合衆國ペンシルバニヤ州の名親となつたウネツアム・ペン(Wilham Penn(1639-1718))以來近代の刑罰執行の基礎觀念をなすものは、ストラーパーファンシュタルト(刑務所をして有用なる業務と感化を與ふる一箇のアルバイツシュタット(作業場)たらしめ、以て正路を誤つた人々に再び精神的平衡を得せしめて之を社會に復歸せしめようとするに在る。此の思想は前世紀に於て獨逸ではゲハイムラート・クローネ及びハムブルヒのフルスプアユテルのコツホ典獄其

他の人々によつた實現されたのであるが、今や遂にラインランドのトリエールのウヰットリツヒ少年監に於て最も有効に成就されたのである。

ウヰットリツヒの此の模範監は最低一年の禁錮に處せられた即ち重罪を犯した十八歳以上二十歳までの少年を收容するのである。收容するものは多くは初犯者であるが重大な累犯者も取扱うのである。犯罪の性質の重大なる少年を收容する結構、ウヰットリツヒ少年監は矯正院のように寛容な方法では管理されてはゐないので、是非共自由刑の嚴肅な威壓を感じしめ、同時に深く法の尊嚴犯すべからざることを收容者の心頭に刻みしかも又一方には道德的並びに社會的な精神をも喚起しなければならぬのである。是に於てウヰットリツヒ少年監に於ては此目的を達成せんが爲めに、彼等をして向上心を抱かしめ且つは名譽心を呼び醒ますべき三級制の階級處遇を採用したのである。收容者は先づ第一に最下級即第三級に編入せられ、茲で四ヶ月間普通の獄衣を着用し、獨居房で従業に服しなければならぬのである。行狀不良なる場合には四ヶ月の期間は更に

延長せられる。行狀佳良なる場合には一週一日を短縮し、三ヶ月半以内で第二級へ進むことが出来るのである。第二級では共同作業場で働き賃銀(Lohn)を支拂はれる(此の賃銀の一部は監内で自由に處分し得るものである)。尚を第二級に於ては糧食が改良せられ、講義に加ふる一ヶ月に一冊の書籍が與へられ、日記をつけ及び製圖の練習をなすの許可其他類似の物種が與へられるのである。第二級に於ける期間も四ヶ月で、行狀の善惡に従つて短くも長くもなるのであつて、若し重大な過失のあつた場合には直ちに下級へ貶謫せらるゝのである。第一級に至れば更に上等の青い被服高率の賃金(一部は費消を許され一部は貯蓄するのである。フルスプユツテルでは監内に直營の銀行を設けられてゐる)が與へられる。糧食も更に二回の改良があり、講義の回数及び自習の時間も増し、居房の設備に改良が施される(鏡、生花、卓、繪畫等)。尚ほ就寝時間が寛大となり且つ點燈を許可せられる。第一級に在つては期間を定めず、行狀佳良なるものより速かに釋放せらるゝのである。釋放の際には、釋放後もよく彼等を保護監視すべき任

務を有つてゐる世話係に職業を紹介し又は親族に歸還せしむる等の勞を取るのである。

社會復歸を容易ならしむるものは單に名譽心の覺醒によるのみにては足らないので、尙ほ其上にも刑務作業の精練と修養の蓄積に待たなければならぬのである。是に於て既に收容の際に於て收容者はそれこそ其才能に従つて類別せられることになつてゐる。で、今後は今までのように無意味な無方針な袋張りの如きものでなく、實際生活に役立つ職業で訓練されるのである、その職業は指物、裁縫、銀冶、最も多いのは農業並びに園藝である。然しながら特に才能ありと認められたるものは一定の課程ある商科講義速記術、タイプライター術等が授けられる。別に立派な書籍庫ありて收容者の使用に任かせられてゐる。尙ほ監内に新聞紙の發行せらるゝあり且つ外界の報道は頻繁に掲示せらるゝありて、收容者と社會の交渉の杜絶せらるゝの危険を防ぐに力めてゐる。最後に從來の愚劣な却つて苦悶を與へるやうな中庭の「散歩」は身體の發達を促す體操遊技に代へられたのである。

此等の近代的處遇方法の結果は頗る良好で、從來の舊式の懲役監では釋放者の累犯は殆んど當り前と云つても可い位で刑罰の矯化的効力は全く破壊せられてゐたのであるが、ウヰットリツヒの釋放者の累犯統計は最も喜ぶべきもので、此の近代的處遇方法が一般に統一的に施行せらるゝ可能性を多量に有つてゐることを示してゐるのである。已にプロイセンに於ては一九一八年以來刑罰執行の方法は統一せられたのであるが、今や獨逸共和國全般に亘つて速かに右の統一が行はるべきことは疑を容れない所で、已に此の刑罰執行方法の統一に關する法律草案は議會に提出せられてゐるのである。かゝる立派に必ず伴ふべき改革は決してウヰットリツヒ並びにプールの方法に遅れるものではないと信ずる。時には獨逸はアメリカのエルマイラの模範監を除いては文明國の何れの處にも行れてゐない、この最も人道的な刑罰執行方法を一般的な規定とした唯一の邦として自ら誇るに足るであらう。

公衆衛生(續)

-(50)-

古瀬安俊

音響

作業場内には常に種々なる音響があるが、此の影響を能率に結び付けての研究は漸く最近に着手されたに過ぎぬ。

勿論非常に強い音響が聴覚を害することは昔から知れ渡つた事實であるが、聴覚を害する音響の種類を細かに學術的に研究したものはまだ無いのである。唯音響のために耳が聞えなくなるといふ理由は内耳の中にあるコルチ氏膜と構成する細胞が破壊せらるゝために聞えなくなると申すのである。鐵工場であるとか、造船所等に於て、耳の聞へない職工は極めて多きに抱らず、之を豫防する手段を十分に講じて居らないといふ缺點がある。豫防法として最も簡單なやり方は、紙を水に濡らして小さい栓を造つて、耳に當てが

ふことである。其の次は綿の栓をすること、更に進めて特殊の構造である耳栓といふのがある、それを綿に書いて見ると一つの小さな栓の中に空氣の通る小さい孔を設け、其の孔を出来るだけ曲らせてある、即ち耳に音が這入る道を出来るだけ曲げ、音響を弱らせやうとするのであつて、金を耳に懸けて耳に入れるのである。此の種の道具を使ふが簡單なる手段に依つて栓をすることで十分であるが、是すら我國ではまだ行渡つて居らぬ。

斯かる強い音響の豫防の外に、もつと低い色々な音が能率と如何に關係があるかといふことを近來注目するやうになつて來た。室内に音を立て、或刺戟に對して身體に反應する時間を調べると次のやうな數字が現はれる。

一分間に於ける拍節數

〇。四〇。八〇。一二〇。一六〇。一八〇。

一五二。一五六。一八四。一八六。一七九。一六九。

音を立て、眼に見せる反應時間といふのは一分間の千分の一、之をシグマといふ、それに依つて上のやうな數が現はれる。

是に依つて見ると、拍節數が増加することが必ずしも反應時間を長くするものにあらず、或一定の場所、一定の回數で最大の反應時間が現はれる。即ち反應時間の最も長かつたのは一分間百二十拍つた場合であつたといふ成績が現はれて居る。それ以後は次第に反應時間は短くなつて居る。吾々が此の實驗から注意すべき點は、音があるといふことは反應時間を長くするが、或程度の音が特に影響をするのであつて、音の數の多いことそれ自身が必ずしも強い影響をしないといふことを知り得たのである。又多くの音を出す音叉を以て試験をすると、音度の振動數が百五十の場合には全く反應には影響なし、然るに汽車のギーンといふやうな音をさせる反應を試験すると、其の時間は著しく長くなる。換言すれば音の種類に依つて能率に

大小があるといふことを推定することが出来るのである。

それ故に此の方面の今後の研究は、音の種類及程度と反應時間の關係を詳しく調べることに、之を防ぐ手段を講ずる點である。併し工場方面の實際應用としては十分の現はれは無論の事、漸く研究に着手されたに過ぎないのである。

近來所謂工場音學なるものが日を逐ふて流行するやうな傾向が現はれて居る。是は一面慰安を與へること、運動の奨励といふことと屋外の新鮮なる空氣を吸はしめるといふ目的と、もう一つは音律に依つて職工が身體を動かすことを稽古して、其の應用を作業場にやらうとするのである。若し將來職工が音律に依つて働くことが出来るやうに訓練される時機があれば、工場の能率は著しく増加すべしといふ希望を以て工場の音學が試みられつゝある。未だ作業の上に此の關係が明に有利であるといふことは現はれて居らぬが、目下職工募集の上には斯の如き施設を有することは工場に利益になつて現はれる。

以上申した點は今日迄多く閑却せられて居つた所の工場の設備に關係して、能率と關係の密なる部分を申上げたの

-(51)-

であるが、此の外に猶ほ能率と結び付けては勤続時間の開場内部の道具其他の機械類の設備と、之を應用する場合の



春の旅

—(蒸芭) 笠木楯ぞうせ見櫻にて野芳—

係、休息時間の研究或は睡眠時間に對する研究、其他工方式等に關係して研究すべき問題が多数にある。

労働時間に關係しては、近代の傾向を申上げると、労働時間を減らして、作業の能率を増加せしめ、生産の數量に依つて低減せざる範圍内で、適當なる時間を定めんとする傾向が強く現はれて居る。無論労働運動の關係から八時間労働等が叫ばれては居るけれども、國に依つて産業の組織も違ふし、工場の發達の程度も違つて居るし、又民度も違ふのであるから、必ずしも八時間労働は我國に於ては直ちに採用せられまいと思ふ。併ながら他の多くの文明國が之に向つて進みつゝあるのは事實である。又時間を短縮することに依つて相當に能率は増加せしめて居る。例へば白耳義のリエーチュの化學工場に於ては十二時間の交替制度を改めて八時間の三組交替にして、同一の生産高を保つて居る。同時に労働者の健康は著しく増加した。又英吉利のマシチェスターのソルフオード鐵工場に於ては、九時間の労働を八時間に改めて、約一、七六%の能率が始めは減つたが、一年経つた後には、其の差を見ることが出来なくなつたといふ、それから獨逸で有名なツァイスの工場に於ては八時間労働にした結果、一六、二%の能率が増したとい

ふ。其他時間を短縮して能率を増加せしめた實例は決して少數ではない。追々に此の種の考が我國の工場主の間にも現はれて來て、作業場内の浪費時間を出来るだけ節約して作業の能率を増加し、同時に労働時間を短縮しやうといふ努力は各地に現はれるやうになつて參つたのである。織物工場の浪費時間を調べて見ると、職工の欠勤率は總平均に於て、作業日數の一三%に當つて居る。月別にして之を見ると、一月は非常に欠勤率が高い、即ち三二、六%の欠勤率を示して居る次いで二月は欠勤率が著しく減つて、五月になると大體百分の三乃至百分の三十六位の欠勤率を示して居る。夫れから八月以後は又次第に欠勤率が殖へて、十月には二二、五になり、十一月は少しく之より下つて一七になり、十二月は急轉直下、其の欠勤率が減つて僅に百分の二になる、詰り地方の季節的の慣習が著しく欠勤率に影響するものがある。次に機械は止むを得ず若くは不必要になると停止するのである。平均一時間の機の休止時間を調べて見ると次のやうになる。熱練工の場合では機が止まるといふ時間は、

一時間の中に僅に一分に過ぎない、然るに普通工に於ては其の三倍乃至八倍多く時間を費して居る。又一時間に對する實際に働いた時間の百分率は、一番高い場合は九八%、一番低いので八六%、それで十一時間労働とすると實際に機械が運轉して居る時間は九時間半乃至十時間半といふことが言ひ得るのである。而して休止して居る時間は、故障に基くものと否らざるものと大別することが出来る。故障に基くものは機械の構造並に据付が良いか悪いが、調節、修繕等が適當であるか否やに關係を致して居る。故に機械の修繕掛は常に細心の注意を拂つて、休止時間の減少を圖らねばならぬ。

又織物の絲の準備をする工程は、今の一般の工場では不熟練職工若くは老弱者のものであるが、是が絲の切斷を多くする一つの理由になつて、甚しく屢々切れる場合には、職工の精、上の緊張を缺くに至る。故に原料を撰して、準備工程に今少し注意をせしむることが機の織物工場の重要な事柄になつて居るのである。

それから熟練と不熟練職工の間には、休止時間に著しき

差を生ずるのは、詰り熟練の結果であつて、緩の取扱をする時間は、熟練工では羽二重工場に於ては平均一四三秒、之に反して普通工は六秒乃至八秒掛かる。之を以てしても熟練といふことが生産率の優劣に大なる影響があることを示ることが出来る。

其他仕事をして居る間に、十分緊張して仕事をすることの出来ない爲めに空しく失はるる時間に少くないのである。斯くして十一時織物工業に於て、大凡一人一日當り五十五分三十九秒の所謂浪費時間と申すべきものが今日計算し得られて居る。是は將來努力して無くなす必要を感ずるのであるが、中には斯の如き状態が我國の工業の普通の状態であるが、之が日本人に適する産業の状態であるといふ人がある。若し外國に於ける科學的管理法を應用して、一分の隙間もなく努力せしむれば、身體に強烈なる影響を受けるであらうといふ説をなす人がある。併ながら未だ確定的に此の間の關係を證明した人はない。併し事實約一時間の浪費時間が一時間毎に存在するといふ點は注目すべき事柄であつて、今度の改正法律が、十二時間の原則を十一時に變へ

た、即ち労働十一時に改正したのは多少浪費時間の矯正といふ意味も含まれて居ると見て差支なからうと思ふ。

工錢主義から賞與主義へ

K · T 生

受刑者の作業に關して給付する金員は作業に對する報酬であるが、作業に基因する贈與であるか。換言すれば其の金員の本質の問題である。古、刑務行政の未だ完備しない時代に於ては、受刑者の營養を補はせるために給付したものである。最近行政制度の改良進歩は保健衛生も亦完全に近づいたので、受刑者が自ら衣食の不足を補ふ必要はなくなつたのである。即ち國家は保健衛生に要する給與を充實させることを努めて居るから、受刑者が補足する場合はないのである。尤も衣食補充を許容する立法例を採るところ

では今日でも其の根據を有つて居るのである。

二

人間の生存發達に必要な衣服、飲食を給與することは刑罰執行に隨伴するものであつて、其の執行の主體たる國家の當然なる責務である。従つて其の金員の本質は衣食の補足以外に何等か合理的意味を有たねばならぬ。此の點に就いて從來三つの相異なる主義がある。

其の一は作業勞役の報酬なりとの主義である。受刑者の作業は官吏の自由意思を以て其の指定を爲し勞役から生ずる利得を受刑者に分配するものであつて、仕事高の多少製造品の巧拙を調査して分配額を査定するのである。

其の二は受刑者に對する贈與なりとする主義である。即ち作業勞役の種類結果仕事高の多少、製造品の巧拙に依つて贈與金額の多少を決定するのである。

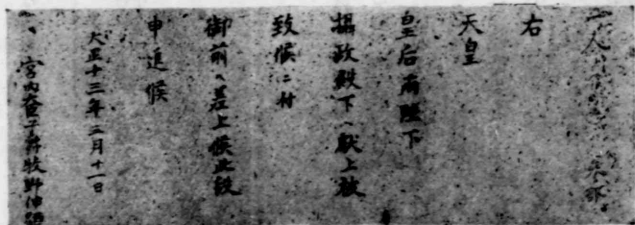
其の三は行狀の良否作業の成績、人格の如何を參照して贈與金額を決定する主義もある。

之れを我邦の沿革に徴するに明治十四年九月十九日太政

官達第八十一號監獄則第五十一條に所謂工錢、明治二十二年七月勅令第九十二號改正監獄則第二十二條に所謂工錢は作業の賃金即ち勞務の報酬である、明治四十年監獄法及び監獄法施行規則は作業賞與金であるやうな感がある。即ち工錢主義を脱脚しないやうに思はれる。

三

作業に關する贈與金は工錢又は勞賃と云ふのは穩當でない。勉勵手當金の名稱あるけれども、善行持續者であると云ふことが表明されない。作業賞與金の名稱あるけれども、作業に關する贈與としか見られない。抑も受刑者に對して一定の金員を交付する場合に其の交付の目的に背反す



ることが出来ないことは當然である。彼等が釋放後營生の産業を得て自活し、平和に安全に生きて行かれるやうにするのが刑の最終目的である。釋放後直ちに營生の産業を得やうとするには多少の資本を持たねばならぬ。賞與金は即ち其の費途に充てさせるために贈與するものである。併しながら性格の不良なもの——行狀不良のもの——前非を後悔しないもの即ち改悛の見込ないものに贈與するのは適當と云ふことは出来ない。どうしても性格の良いもの行狀の良いもの、作業成績の良いものに贈與するのが至當である。それから家に巨萬の富を有し何不足ないものに贈與するのも穩當と云ふことは出来ない。故に賞與金贈與の第一條件として行狀が優良でなければならぬ。第二條件として作業が優秀でなければならぬ。第三條件として性格が善良でなければならぬ。

四

第一、行狀の優良。行狀の優良なりや否やは種々の點から考察しなければならぬ。歸着するところは法規を遵守して

命令に服従することである。それから前非を悔い改め、而かもそれが顯著なるものでなければならぬ。第二、作業の優秀。作業は一の技能であるから人によつて著しい差異がある。それ故に與へられた分量の仕事を終了したものが總て優良と云ふことは出来ない、製品が拙劣なれば優良ではない。與へられた分量の仕事を終了しないが製品頗る優秀であつたならば其の成績が優秀と云ふことは出来る。故に其の仕事の分量性質から判定して其の良否を取極めねばならぬ。

第三、性格の善良、性格の善良とは徳行の人とか品性の確立した人と云ふことである。茲に最も重要なものは性向である。性向と云ふのは豫め身體精神に備はつて居るところの行動の傾向を指したものである。之れを分拆すれば生理的方面と心理的方面とある。生理的方面から見れば性向の一半は生れると同時に享有せるもの——先代から遺傳されたものである。他の一半は生れた後に獲得したものである。之れを心理的方面から考へると將來起るべき心的過程と云ふことが出来る。之れを生理的方面から見れば容

易に起るべき一定の神經的活動と云ふことが出来る。而して此の性向が修養訓練の結果道德的品性の確立した人になつたとすれば優美の性格と云はなければならぬ。以上三條件を具備した受刑者は即ち最高の賞與金の贈與を受くべきものである。今之れを一の査定標準を假定して考察して見ると下の如くなる。

A. 性向と行狀とに依り定むる資格

性向	行狀	資格	性向	行狀	資格	性向	行狀	資格
良	良	甲	良	稍良	乙	稍良	良	乙
良	普通	丙	普通	良	丙	稍良	稍良	丙
良	不良	丁	稍良	普通	丁	普通	稍良	丁
不良	不良	戊	稍良	不良	戊	普通	普通	戊
不良	稍良	己	普通	不良	己	不良	普通	己
不良	不良	己	不良	不良	己	不良	普通	己

工錢主義から賞與主義へ

B 性向、行狀と作業成績とに依り定むる等級

	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚
了以上	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
五分以上	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
五分未満	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級

行狀性向善良作業成績科程外五割以上の者は特別級とする

時間科程の者は數量科程に準じて査定する。

時間科程は六月間は五分以上とし六ヶ月を経過せるものは了以上とする。

一等工錢を得て一ヶ年を経過し性向行狀善良なる者は科程外五割とする。

改正監獄法施行規則は工錢主義を捨てて賞與主義に改めたのである。而して性向、行狀の良否及び作業成績を參照して賞與金額を給付することにし、新に賞與金の等級を定め第一種を九級とし、一圓以上十圓以内とし、九級のものには給付をしないことにした。第二種も九級とし、五十錢以上七圓以内とし、九級は第一種と同様給付しないことに

した。それから行狀作業の特に優秀なるものは特別級として別に十圓以内を給付することが出来るのである。其の結果、初犯累犯に依つて賞與金額に多少を生じないのであるが、行狀不良、作業成績劣等のものには賞與金を贈與しなくても良いのである。それから賞與金の目的は釋放後の生活資料として交付するのであるから、巨萬の富を有するもの又は之れなくも生活上其の必要のないものには之れを給付しなくても良いことになつたのである。要之工錢主義から賞與主義に改めたのは極めて妥當の立法であると思ふ。(完)

禁酒同盟の必要を論ず

藤木法林

罪的素質を抑制する目的に出づるものにして、之れを抑制せざれば、國家は決して健全なる發達を期せられず。然るに飲酒は該犯罪的素質を抽出する媒介者として、驚くべき魔力を有する毒素なり。故に此病菌を撲滅せざれば、國家は決して健全なる發達を遂ぐるに至らず。彼のアメリカ



カが、法律を以て禁酒を斷行せしは蓋し其目的此處にあると信ずるに難からず。アメリカの禁酒斷行は、現代には或は著しき影響を來たさざらんも、飲酒の習慣に染まざるべきの時代、又其次ぎの時代、アメリカは、現代なほ且つ世界無比の健全なる國家たるに加へ

國家の慶事たる皇太子殿下の御結婚を恰好の紀念として謹んで茲に刑務官の禁酒同盟を絶叫せんとす。抑國家の健全なる發達は、國民全體が、國家の法律に對して絶對に服従するてふ事にある。従て犯罪は、國家の健全なる發達を阻害する疾病にして、多くの場合、實に飲酒を病菌とせり。法律は、人心に本來有具の犯

て、實に驚くべき文明國として現出するに至らん。今後若

禁酒同盟の必要を論ず

禁酒同盟の必要を論ず

し他に禁酒出現するとせば、夫は必らず我大日本帝國ならざるべからず。何となれば、我日本は世界無比の國體を有する國家なればなり。

假りに我國に、世界に誇るべき點ありとすれば、夫れは國體の無比なる點がたゞ一つ存するのみにて、遺憾ながら一等國としての内容は、其總ての點に於て誠に貧弱極まるものなり斯くては世界無比の國體を損傷し、長くも我皇室の御使命を妨げ、國家の興隆發達を害し、皇祖皇宗に對する國民の不忠、實に之より甚しきはなからん。之れ予が禁酒同盟を絶叫せざるを得ざる所以にして、而も恰好の機會到來せるを察感せるに依る。此に於てか正しく國家の疾病を醫せんとする、直接重要な職に携はる刑務官は、彼の犯罪の病菌が多くの場合實に飲酒にあるを知らば、先づ自から速かに禁酒を斷行し、而して後彼等に飲酒の恐るべきを教へ、如何にもして其の病菌を、除し、悲しむべき國家の疾病を醫せん事に努力せざるべからず。殊に刑務官自身に於ける職務上の失態が、多くは飲酒の病菌に犯されたるに起因するを思へば、先づ刑務官の禁酒斷行を急務とせざるべからず。特に吾人教誨師たるものは、他の刑務官に比し、一層重大なる責任を有するものなれば、此際率先して此紀念すべき機會を捉へ、國家のため速に禁酒を同盟し

國民精神の剛健と國家の健全なる發達を企てんことを努力せざるべからず。今や國家の慶事を迎へたる吾人は、一面又國家の大難に當面す。予が所論の禁酒同盟敢て刑務官諸士の賢慮に訴ふ。

○火星との交信

火星に高等人類が居るものとして、それとの交信を如何なる方法で爲すべきかについては、今日までに種々の提案が行はれてゐる、だが多くは面倒な装置と、多額な費用を要するので、實行不可能に屬するものばかりである、ところが例のジャン・マルパルク氏の提案に従へば、比較的容易に火星との交信が可能だといふ事である、その方法の要點は、光線の媒介によつて言葉又は音楽を送るのである。
光の媒介によつて言葉又は音楽を送るには、強力なアークライト炭素棒が必要である、かゝるアークライト一千ほどを高山の頂きに装置し、そして音楽又は言葉を送話機によつて送り、それを光にかへて發送する時は、火星人は強力なる望遠鏡によつてそれを感知しその焦點に寫眞雷板又は感光板を置いてそれを撮影するに相違ない、かくてそれをオーディオン擴音機にかければ、それが言葉又は音楽となつて復現されるわけである云々



□驚いた根氣

何れ劣らぬ氣力の人々

- ◆二人の佛人ローラースケーターは、近頃二十四時間と七分走り續けて、二百二十哩の距離を走つた
- ◆次に或娘は、八十八日仕事を續けて、五十八枚の外衣を編み上げた
- ◆又無心なあるピアノリストは、八十二時間ピアノをひきつけ、その揚句に深い眠りに落ちた
- ◆濠洲の一棍棒振は、一對の三封度六オンスの棍棒を、百〇七時間休みなしに振りつゞけた、さうしてその揚句に前のピアノリストと同様の眠りに陥つた

◆また英國の一軍曹は、四十オンスの皮ボールを腕や手頭や、前腕等で二十八時間打ちつゞけて一種のレコードをつくつた

□二百間の長廊下

東京第一の平面バラック内務省、大藏省の二軒長屋は廊下の長さが二百間と云ふから三町二十間ある向うから來る人が豆粒程に見えると云ふのは一寸話が大いだが、兎に角驚く程長い

□何年で帝都復興は完成するか

問 甲「東京の市區復興は何年位か、つたら完成するだらう？」乙「何うして三十六年かゝるたらう。」さて乙は何うして三十六年かかると云つたか。

答 市區(四九)三十六年と一寸しやれ

たのでござる、も少し寝つたのは出來ませんかナ。
問 愛樂殿、世の中には不思議な動物もあるのですな、二十日間夜寝眠らずに何かを見つめてゐると云ふ動物があります、一體何と云ふ動物でせうか
答 不思議でも何でもござらぬ、それは二十鼠眠(ず見)です。
問 田舎から掛出しの女中奥さんから立派な衣類を頂いたが、少少古くなつてゐたので「これはハア冷飯だね。」と云つたさうだ、貰つた衣類は何か。
答 お召の古いのを貰つたので、冷飯と云つたのでござる。

□米國に於ける刑務所改善の好結果

刑務所の改良といふ事が、歐米で盛

に唱へられてゐる、米國のウイイルミン
トンにおける洲監獄で此改良方針によ
りて好結果を擧げた事實がある、それ
は名譽法（善行ある受刑者を名譽組に
入れる方法）の一主張有守が死んだ時、
その死骸を郷里へ運んで埋葬したが、
それを運んだものはその刑務所の受刑
者であつたしかも彼等は監督者なしに
一人も脱走せずして歸つて來た、そこ
で直に名譽組に編入
された、かく受刑者
待遇の變化した事と
彼等に時々音楽等を
聽かせて慰安法を講
じた事とは彼等の性
格改善に大なる効果
を擧げることが出來
たさうである。

□アルプス
のお土産

登山風俗人形



伊那節人形



登山客が行列を作る程になつた

山の季節になると信飛越の山奥は若

がマダ山に相應しい土産物が無いといふ、で信州の農民美術研究所の山本鼎氏の所へ北城村のアルプス案内強力連の組織する青年會と天龍峡谷の農村川路村の強力連を元とする青年會とから何かいゝアルプス土産を作り出したといつて、その指導を依頼して來た

研究所からは牛速木彫科主任村山桂次氏と卒業生中

村實氏が出張して研究がてらに兩地方風俗の木彫り人形の製作を教へた、所が強力連は岩の如うにかたまつたゴゴチない岩ながら熱心一團に二週間續けられたそして不器用な強力連はアルプス登山風俗人形と伊那節人形との丸彫りを造り出した

ナイーブの面白さローカルカラーの豊かさに土産には最も適したものと思

はれる

□蔭口の價五百圓也

麻布區市兵衛町二の六一米國人會社員ギヤリー、ボルドウイン嬢は、同じ米人の銀座竹川町十六、アンドリュース、エンド、ジョウジ會社に勤めてゐるルーラー、リー、カミングス嬢を相手取つて、金五百圓の慰藉料と謝罪文請求の珍訴訟を、四日東京區裁判所に提起した、理由は一昨年一月十日に被告がプロデー氏に向つて『キ嬢はあなたのことを悪く言つて居る』と告げ口をして、原告の名譽を毀損した、此の不當にして不親切な惡評の爲めに、原告の幸福を念する他の人々に、惡感情を與へたと流石米國人だけに變つた主張をやつてゐる、裁判所でもこんな訴訟は始めてだといふので、民事一部の間判事係りで先づ原告のみを呼んで第一回の審理をやる事になつたと。

□煙で空中に文字を書く

飛行機から特殊の煙を吐いて空中に文字を書く宣傳法は既に歐米で行はれてゐるが日本航空會社では今回その研究に着手し一日午後横廠式を飛ばし百乃至二百米突の高度で先づ煙の滯空試験を行ひ好成绩を得た、この空中文字は敏活に飛行機を操縦し機體から吐く煙で平面的に大きな文字を空中に書くのであるが十分の練習を要するので今後一ヶ月の間煙の吐き方と飛行方法について研究を重ねた上輕快な陸上機を使用して其實行に取り掛る筈であると

□人間の價九十八セ

米國西部テキサスのピーアル博士は

最近人體にふくんでゐる化學要素を分析した結果人間一人の體が藥品とすれば僅に九十八セントの値打しかないといふ面白い研究を發表した それによると人體中には丁度毛布二枚の洗濯が出来るだけの水分をふくんでゐるその外に十ペンスの釘が出来るだけの鐵分と小さな鳥箱を白く塗るだけの石灰と一匹の犬にたかつてゐる蚤を殺すだけの硫酸をふくんでゐるといふのである、しかして以上の藥品を實際に藥屋の相場にすれば九十八セントになる。



科學知識

□太陽の黒點と餘震の關係

中村左衛門太郎氏の地震學講話は三月二十一日青年會館で開かれた博士は大地震に伴ふ現象本邦大地震の消長大地震の例山崩の被害、津浪及海震、火災地割等について興味多き講話をなしたのち博士獨特の地震を誘發する副因天候の影響を説いた『經驗によれば地震帯に直角に氣壓が傾向した時には地震の起ることが多い之れは當然のことである原因を深めるからである地震回数は東京地方では春に最も多く夏に少いが秋田地方では春に最少で夏に多い、概して東北地方と北海道南部のみは夏に多し其他の地方は春に多い之も氣壓關係らしい斯く氣壓と地震とは關係はあるがまだ豫報には適しない併し醫師の診に依つて病氣を搜す如く氣壓の傾向に依つて地震帯の方面を推測することは出来さうだ、次に空中電氣、地球磁氣力、太陽、木星金星月、緯度變化が地震と何かの關係のあるやうに論ずる人もある

が自分は判然と其關係が突き止めることは出来ない唯太陽の黒點と今回の地震の餘震との關係には注意すべき一致がある。即ち太陽の自轉周期と大餘震との間隔は極めて近似した數である

□野菜と蠅蟲の卵

愛知縣醫科大學病理學教室の岩橋植松氏は『野菜に附着せる寄生蠅卵特に蠅蟲卵に就て』の研究を重ね、その結果は最近の『日本消化機病學會雜誌』に發表し既に結論も明白になつた、研究の材料は主に名古屋地方に産した新鮮の野菜であるが検査の結果は

- ▲白菜(三十株) 回蠅卵莖部に三回、葉部に八回、十二指腸莖部に二回、仔蠅莖部に三回發見
- ▲京菜(二十株) 回蠅卵莖部に一回、鞭蠅卵莖部に一回
- ▲鹽漬辛子菜(洗滌前二十枚)回蠅卵十二回、鞭蠅卵五回發見
- ▲葱(洗滌後四十本) 回蠅卵白莖部に二回、十二指腸莖部白莖部に二回、青莖部に一回、仔蠅白莖部に十七回、青莖部に七回發見

其他大根、鹽漬大根、にんじん、生瓜、茄子外數種の野菜

る場合或は仔蠅を其儘のみ下すと病氣を起すから充分注意はしなければならぬ。

□發狂の原因

を覆す松本氏

の博士論文

其の卵は生きて育つて行くから、蠅蟲の感染する能力は失せない、附いて居る卵の數は野菜の産地によつて違つて居るし、また糞性肥料を施した野菜には、尿性肥料を施したものより多くの卵が附いて居る、但しその卵が人體の内に移入しても成熟してゐない場合は其儘排出されるから、斯様な野菜を食べたからと一概に寄生蠅病を患ふと限つた譯ではないが、卵が出来上つるとが現實に證明されて居る。



醫學生八の屋さん

千葉醫大校長松本醫學士の昨初冬提出した博士論文は「早發性痴呆」の病理で主論文は「早發性痴呆生殖腺との關係的研究」と云ふので從來精神病者は腦の疾病とはかり思はれて居つたが氏は或部類の生殖腺に特異の變調があることを發見したので現在日本の精神病患者の四十パーセントは生殖腺の變調によつて居るこ

殊に春機發動朝の前後に發する早發性痴呆患者の生殖腺は他の精神病者に見られぬ生殖腺の缺陷が見られ殊に内分泌に必要な間性腺が全くなくなつてをこの結果發病した者は人格の分裂を來たし男が女の様になつたり女が男の如く變態的性質を帯いて來る譯でかゝる患者の腦髓を檢微鏡によつて見ても少しも普通人と變つてゐないと云ふことが證明されてゐる即ち從來狂人は頭が悪いとのみ思はれてゐたものが全く覆へされて早發性痴呆は生殖器に原因を發すると云ふことが分つたのである而して同氏がこの研究をしたのは多年の苦心を費して完成したものでその完成の結果は氏の家にビール箱大の箱に詰めて嚴重なる鍵を下して何人にも見せないそうだ。

□輕視するな子供の辨當を

私は都會の學校より田舎の學校の方が……同じ都會の學校でも普通の小學校よりも補習學校の生徒の方が二時間も話を續けると居眠りする子供の數の多いのを見てこれは榮養に關係すると沁々思ふことが度々ある一體に榮養過多と榮養不良の極端の子供が居眠りをし勝ちなのである然しながら未だ一帯の家庭の母親は學校にゆく子供の晝寢當に就て充分注意を拂うてゐない晝寢當がうまくない爲に學校

から戻ると間食を強請りその爲に夕飯がうまくない爲に充分御馳走を食へさせて置きながら肥滿らないで困ると云ふ親の愚痴を聞くがかう云ふ家庭ではもつと晝寢當に注意して欲しい大體晝寢當に餘り金がかゝつてゐない一食十錢から十五錢もかけて呉れれば充分榮養が攝れるその次に子供はどんなに好だからと云つて煎り卵や魚ばかりを毎日續けてはいけない子供の晝寢當で一番注意しなければならぬのは偏食に陥ることだ又一種の副食物に少し骨を折つて他の取り合せをやると食欲に随分關係する例へば焼き魚に牛肉の煮たのをつけ玉子煎のかたはらに香のものを少し添へる肉の場合はキャベツが其他の野菜の煮つけたものを取り合はせる鮭の時には野菜、佃煮の時にも何か煮つけものを一寸添へると榮養から言つても偏食に陥らず嗜好を増す上にも効能があるこれから子供の好きなもので榮養のあるものは調理の方法次第でだんく美味く食べさせることも出来る(國立榮養研究所村井氏談)

□九段坂で荷馬車や荷車を機械で引上げる

荷馬車や車刀を其の儘動力でたつた三分間足らずで曳き

上げる設備を九段坂に設けやうといふ計畫をたてた人がありそれが市當局や警視廳當局の許可を受け機械もちやんと大阪の田中鐵工所が引受けて工事にかゝればいゝだけに進んでゐるといふ耳よりな話、ある、機械の發明者は元佐倉藩士で今は東京府士族の平尾誠氏といふ年配の人だ機械はエスカレーターでもないアプト式でもない鐵鎖廻轉式でもないふか荷馬車の心棒に鉤をかけて五十馬力の動力で曳き上げる仕掛けになつたもので新案特許を取つてある一臺の荷馬車を荷ぐるみ四百貫と見横つて二十臺を一度きに曳き上げるだけの力があるものでその爲に使ふ道路といふのは上下に二間幅をとるだけあつて機械を休ませておく間は地面に何も現れないで全くの地下埋没物といふのだから全然邪魔にはならないから調法であり曳き上げるために特別の時間もいらさないで後から後からとくる荷馬車でも荷車でも滞りなく曳けるし頂上に登り切ると自動的に鉤がはずれるやうに仕掛けてあると聞いては尙更調法なものだ、何でも府市には約三萬臺の荷馬車と何十萬といふ荷車があるし九段坂だけでも雨の日風の日と平均して一日に千九百臺の上下が統計に現はれてゐるといふから此の商賣も大繁昌うたがひなしと見られる、其に澁谷の宮益坂、三田の聖坂、麻

は大倉商會社がもう引受けたか受けるのかいふことだ約三分で荷馬車が一臺まあ精々二十錢見當自轉車や空車が五錢と見たら大した違ひはあるまい、所で間隔なのは平常だと四五十錢の稼ぎをした立ん坊が震災後の昨今では四五圓のみいりのある商賣が上つたりやになる事實だ、設計者側の話によると其等の人達は工事にでも頼んで緩和もしたいのだといふがそれも一時のことだから社會問題の一つとなるに違ひないが交通の事故防止とか場所によつては日用品の値段を一割位は安くする事もできるのだから社會公益のためにいゝと交通課あたりでは大賛成だ。

□髻を剃り取る煉藥

◇紐育の一醫師は、近頃泥に似たペースツ(糊狀物)と又線とによつて、見事に髻を剃り取る方法を發明したさうだ、先づその煉藥を髻につけた後、それを堅め、次で破りするそれから又線をあてるのである、かくの如くすると單に髻を除き去るのみならず、長い間と去る事の出事なかつた傷痕などを除く事が出来るといふことだ、しかも發明者は軟か皮膚へも決して傷害を與へる事は無いと云つてゐる。



○聖上最近

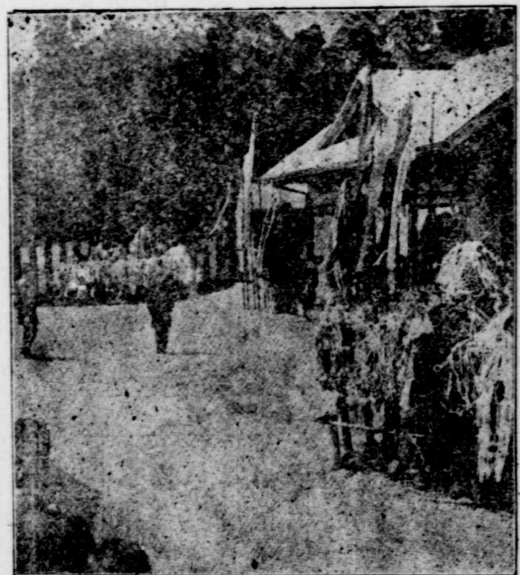
の御容體

宮内省發表

沼津御用邸に御駐蹕中の天皇陛下御近狀御容體三月十六日午後四時宮内大臣官房より左の如く公表された

大正十一年十月天皇陛下御體發表後昨十二

年葉山御避暑中は一般の御容體御良好の方にあらせられしが初夏の頃より輕微の腎臟炎に罹らせられ御静養の結



華頂宮の儀

果同症は漸次御快方に向はせられ御運動其他の御起居は略御平常に復させらるゝに至れり、御食氣は御變りなく御體量近頃御増加あらせらる、御發語御記憶など御腦の御容體は以前に比し幾分御増進の御模様を拜し奉る。

○畏き邊りの

御救恤

二月下旬靜岡縣沼津市内火災の趣被聞食時に御救恤として 天皇皇后兩陛下より金三千圓を同縣に下賜せられた。

□華頂宮博忠王御薨去

華頂宮博忠王は第一艦隊附として軍艦五十鈴に御勤務中去年八月佐世保碇泊中に初期の腦脊髄膜炎に罹らせられ以來九代の武谷博士が専心御診療申上げ御全快も近い中といはれてゐたが御病勢次第に重く十四日畏き邊りの命を奉じて三浦謹之助博士も佐世保に急行、ひたすら御診療御看護申上げてゐたが十六日以来御苦痛を増され遂に全く危篤に陥られ御薨去遊ばされた。

御葬儀は三十一日豊島ヶ岡にて行はせらる。

○長慶天皇を愈よ我が皇統に

登列する

「長慶天皇を我が皇統に列する事は史料を蒐集した上でも遅くないから、それからせよ……」とは明治四十四年明治大帝が當時の首相桂公に對し仰せられた御言葉であるこれが爲め牧野宮相は、この優渥なる聖旨を奉戴して、今回臨時御歴代史實考査委員會なるものを新設して、多年史家の間に大問題となつて居た長慶天皇をいよ／＼光輝ある我皇統に登列の方針から、國史に精通せる學者や帝室制度の關係者を委員となして慎重に審議することになり、同會總裁には伊東巳代治伯が勅命を奉ずることになりましたのであ

る長慶天皇は南朝の後村上天皇と後龜山天皇との間正平文中兩年代中、約六年間御位に即かせられたことは證據漸く明白で南朝三代の天子が四代となり、第九十七代の後村上天皇の次に第九十八代として長慶天皇を加へ奉り、第九十九代が後龜山天皇 順送りになり従つて今上陛下を人皇百廿三代と仰ぎ奉ることになる譯である、その曉には國史の上になたる變化を及ぼすべく、國定教科書も當然改訂されることになる、たゞ問題なのは御陵の無いので、今日まで御陵寮へ上申して來た數が十六個所の多數に上つて居るが、考證大家たる御用掛の増田千信翁は全部出張調査したが、これと云ふのが見當らないので當局も大弱りの態である因に長慶天皇を御發見申した東大の八代國治博士が、其功に依り今年の學士院賞を授與されると云ふ

○女辯護士必要の叫

歐米の文明國では婦人の犯罪又は民事上の裁判には婦人の辯護人がある、殊に米國などでは婦人の判事まで任用されてゐるのである、日本でも我が辯護士法も近く改正を加へられんとしつつあるのを機會に婦人にも辯護士の資格を附與されたいと目下毎土曜日に婦人參政同盟研究部のため

に明治大學で開講してゐる、民法、憲法大意、刑法、經濟 決された學、社會學、民權發達史を聽講してゐる婦人參政同盟から近く法制審議會委員長小山松吉氏に宛て百餘名連署の上辯護士法の改正には婦人も登用するの一項を加へられんこととの建議案を提出し更に總選舉後の臨時議會にも之れと同様の建議をなすことになつた、

○米大統領クリツ

ザ氏の新軍縮會議招

集の企圖

(三月二十一日華盛頓發) 米國海軍豫算修正案は下院で可決せられた結果大統領クリツ氏は新に潜水艦及び飛行機を含める補助艦減少を目的として英佛日伊の四國國を參加せしむる軍備縮小會議を招集するであらう該案は大總統選舉戦が近づきつゝある今日斯る提議は時機を得て居ないとの反對論があつたにも拘らず一票の反對もなく可

日常生活 和洋反對

日本では男が先に歩き、西洋では女が先に歩く。
日本では左が上座、西洋では右が上座。
日本では先づ男に挨拶をするが西洋では女から先にする。
日本婦人の襟は右まへで、西洋婦人は左まへである。
日本では食事中に談話をするなど教へ西洋では談話しながら食事せよと訓へる。
日本では食事の前に菓子を出し西洋では食後にす。
日本では若い婦人程眞白に白粉をつけるが西洋では若い婦人は日粉をつけず年寄になるほど却つて厚化粧をする。

○御成婚奉祝博覽會

京都岡崎公園における京都市主催 東宮殿下御成婚奉祝萬國博覽會參加五十年記念博覽會は三月廿日午前十時から公會堂にて發會式を擧げた

恩賜博物館内に於ける記念會場も既に陳列を終り第一會場の左に大阪右に京都の特別館は裝飾をこらした出品のみで南館には各府縣の出品ありあだかも本邦産業の粹を一目に見ることが出来各國自慢の趣向を施して入場者の目を奪つてゐる。

○勞働者募集取締令

勞働者の募集は現在各府縣に於て勞働者が弊害百出するの鑑み今回内務省令を以て統一的取締令を設け募集者の保護と取締

の完全を期せんが爲過日來社會局に於て立案中であつたが脱稿したので近く各方面の意見を徴し更に審議を盡したる上決定する筈で之を現行府縣令と比較し主なる點を擧げると左の如し

案内(又は雇傭契約書案)は地方長官に届出し應募者が實際と就業案内の記載事項と相違することを理由として歸郷せんことを申出たる場合には募集主又は募集従事者に對し應募者の歸郷に必要な措置をとるの責に任せしめた

一、元來募集に伴ふ弊害は其の人を得ざるに基く場合が多いのであるから本案は募集に従事する人(募集従事者)に付て其の住所地方長官の許可を受けしめ許可を受けた者が募集に従事する以上募集其のものは許可を要せず募集地警察官署に届出づるを以て足ることとした

二、本案は就業案内(又は雇傭契約書案)の制度を設け就業場の位置、名稱、就業すべき業務、賃金、往復旅費、寄宿舎、賄の費用、雇傭期間、期間内の解雇、就業時間、休日、休憩、負傷疾病の場合の扶助救済等應募者が拒否を決定するに必要な事項を記載したる書面を作成せしめ勞働者の勧誘するに際しては之を交付して豫め懇切に説明せしむることとし又就業

日本婦人は人前で平氣で子供に乳を呑ませぬが、西洋婦人は人前では決して乳を呑ませぬ。
日本では鯛を珍重するが西洋では猶大人の食べる物として卑しむ。
日本では健はまづ下等の魚だが、西洋では一番上等のお魚である。
日本では酒に燗をして飲み、西洋では冷して飲む。
日本では嫁が姑を怖がるけれども西洋では婿が姑を怖がる
日本の婦人は顔を剃るけれども、西洋の婦人は顔のうぶ毛を決して剃らない。

三、本案は前項の外應募者疾病のため就業不能となりたるとき又は虐待侮辱を受けたるときに勞働者より歸郷の申出をなしたる場合、募集主に於て歸郷のため必要な措置を採ることを要することとした

此の外募集に關し誇大虚偽の言を弄し不正手段を用ゐることを禁じ又應募者の外出通信及び面接を妨害することを禁じ應募工女に付いては之を藝妓、娼妓又は酌婦に勧誘周旋し或は酒席に侍せしむることを禁じ監視

獄部屋の如き悲惨事を根絶せんことを目的とした。

○工藝品展覽會

三月二十五日から四月七日まで丸の内商工獎勵館で水産工藝協會が主催となり東京工藝展覽會を開いた。

○夜間中學制度實施

從來教育上の重大問題として多年論議されて來た中等學校の入学難は其緩和策としては中等學校の増加と私立學校の設備充實より他に適當の途がなかつた然るに震災後中央地方の經濟が共に一段の窮迫を告ぐるに到り其實現一層困難に陥つたので文部省は種々考究した結果茲に新なる緩和の方法として

(一)中等學校卒業資格檢定(即ち專門學校入学資格檢定試驗)の制度を改善して(イ)從來各府縣に於いて隨時即ち二三年に一回該試驗を施行し來つたのを此際之を國家試驗に改め文部省に於いて試験委員の銓衡は勿論試験問題まで選定し更に毎年少くも七箇年とする

- 星製藥に於ける社員の執務憲法
- 一、問題を分析せよ
 - 二、要點を捕め
 - 三、附隨して起るべき問題を考へよ
 - 四、相懸すべき人に相談せよ
 - 五、手紙は口語體を用ひ、番號と句點を附せよ
 - 六、文句は簡單に、而も親切に
 - 七、封入する前に再讀せよ
 - 八、返信には從來の關係を熟慮せよ
 - 九、微笑せよ
 - 一〇、客を待たしむるなけれ
 - 一一、メモナシには人と會ふなけれ
 - 一二、禮儀を守れ
 - 一三、姿勢は正しく、服装に注意せよ

一回試験を施すこと(ロ)試験科目を一齊に課し悉く合格するに非ざれば其資格を得る能はざりしを改めて必須科目のみ受験しそれも前期後期に分ちて試験を施行し其成績を保留する等の便宜を與へ中等學校に入学して系統的の教育を享受する能はざりしものと雖も比較的容易に其資格を得て各種の專門學校へ入学せしむるの途を拓くことに決しそれに要する経費は既に十三年度豫算に計上してあるから議會の協賛を経るなれば直ちに實施する筈である

(二)既設學校の校舍を利用して夜間中學校制度を設け午後四時頃より九時頃まで授業することとなし學科目も體操、圖畫其他比較的必要少きものは之を省き學年も本來の五箇年制を延長して六箇年乃至

疲勞せるものが更に夜間殊に數時間學業に従事することはを納める資力のないものは換刑處分として夫々金額に應じ學校衛生上考慮を要するとの反對論あるが結局は斯る制度を設けて多年の懸案たる中等學校入学難を緩和することとなるものと觀られて居る

○刑法第十八條の改

正案脱稿す

東京地方裁判所と東京區裁判所管内で罰金刑に處せられるものは一年平均一萬二千人を超えその金額は區裁判所が十八萬圓地方裁判所が二萬圓見當になつてゐる、ところが却々これが徴收出來ず區裁判所の十八萬圓は現金かまたは換刑の勞役で執行してゐるが三萬圓は不納で五萬圓は所在不明となつて執行不能に陥つてゐる、地方裁判所の二萬圓の方も六分は執行されるが四分は駄目に終り殊に本年度は例の震災の爲めに世間の不景氣と反對に暴利取締令違反や其他の犯る事となり、差し當り刑法第十八條の改正に着手し豫て司罪で既に徴收した金高は十六萬圓に達してゐる、處で罰金 法省で取調中だつたがいよ／＼脱稿したので來るべき通常

- 一四、言葉は明快に、丁寧に、
 - 一五、時間は短く、話は速く、
 - 一六、記録を怠るな
 - 一七、机上は常に整然たれ
 - 一八、傳票を以て仕事を運べ
 - 一九、話を確める爲めに傳票を用ひよ
 - 二〇、居所を知らせずして席を離るゝなけれ
 - 二一、關係者に報告を怠るな
 - 二二、仕事に結末をつけて歸れ
 - 二三、考の無精なるなけれ
 - 二四、考の無精なるなけれ
 - 二五、仕事の決算をなせ
- 以上

「罰金を完納すること能はざる者は一月以上一年以下の期間之を勞役場に留置す科料を完納すること能はざる者は一日以上三十日以下の期間之を勞役場に留置す」と規定されどんなに多い罰金でも一年以上の拘留は出來ず科刑は六十日を超える事が出來ない事になつてゐる、一日五圓十圓の割合で拘留となるものもあれば一圓位で割當られるものもある、この不公平は法の不備として忍ぶとしても社會で相當に活動出來る人間を一圓や二圓で自由刑同様の拘留に處する事は國家から見ても大なる損失だと云ふので、生活を害さない程度に細く長くその職業から受ける収入の一部から徴收す

議會に提案する事になつたされれば影響する範圍が頗る多からう

○朝鮮大學創立計畫

朝鮮總督府の起草にかゝる朝鮮帝國大學官制勅令案は拓殖事務局の審査を経て目下法制局で審議中であるが近く樞密院に御諮詢の運びになる筈である、而して該官制の要旨は京城に法學部、文學部、醫科部の綜合大學を新設せんとするもので十三年度は豫科だけを開始する計畫で該官制が樞府を通過せば来る四月十日頃から開講する豫定であるが十三年度の豫算は教授俸給費、教務費、校舍一部の營繕費等十五萬圓を計上し、来る廿五日決定する筈である、而して十三年度には豫科生は各部を合せ百六十名を採用する事となつて居るが應募人員は既に七百餘名に達するの盛況を呈して居ると、尙校名は原案には「朝鮮帝國大學」とあるも拓殖事務局その他には「京城帝國大學」と改稱すべしとの意見もあると

○旭川刑務所の教誨堂に木佛

安置

巢鴨刑務所は出火の場處を距ること南方僅に一丁餘であり其附近には看守雇員等職員の居住するものが多數ある、此等の人々の身の上も心配である、それに夜陰二三時頃ミいへば警備に最も力を盡さねばならぬ時刻であるが其任務に充てる人員は少く萬一の遺漏があつてならず刑務所長以下一方ならぬ苦心であつた、又一日には昨年九月の震災で外圍の煉瓦塀が倒壊した跡は數十間の板圍で一時を凌ぎ居る際であるのに火焰は其方面を襲ひ今にも祇め盡すと思はるゝまでに危険を感じたのであるが非常召集に應じた、職員は能く協力して其任に當り何等の事象をも生ぜしめなかつた、火災の地域に居住する職員も大半は家門を顧みず一たびは登壇したが所長より促されて家に歸つたが此時既に家は焼けて跡方もないのもあり家具の取片付けに手が届かず辛ふじて老人や幼少の子女を扶けて遁れたのもあり幸に一部分の夜具や衣類を持出したのは生憎の豪雨でビシヨ濡れとなり道端まで運び出しても狭い道路を無難に通抜けることは容易でなく、彼此躊躇する間に東西に入り亂れる群集に蹂躪されて用に立ぬやうになつたといふ始末で、職員は罹災は全焼十四名半焼十二名であるが何れも裕ならざる生計を營む人々であるのに變災とはいひながら瞬く間に家産を失ひ當惑するのは痛ましき限りである、聞くも哀れなの

大正六年九月廿三日旭川刑務所の教誨堂の新築落成式が舉行された際大谷派本願寺から寄贈して繪の佛像を教誨堂に安置したが、更に昨年末同本山より木佛像を寄贈されたので昨年十二月十六日午前九時より教誨堂に於いて入佛慶讃の法要を執行したと

○巢鴨刑務所の近火

(職員の種類多し)

三月二十六日午前二時四十分頃府下高田町雜司ヶ谷水久保に火災があつた、同地一帯は東京市が膨張するに伴ふて小商人や労働者が市街を去て移住したので遽に發展した新開地である、此の一帯は人家は櫛比し道幅は狭いのに人馬の往來繁く朝夕雜沓を極めるのであるが水道消火栓の設備なきのみならず此の數十日間雨は降らず井水は涸渇して居るので逸疾やく駆付けた消火噴筒も施すの便なく適々放射を試むれば忽ち用水が盡きるので氣を焦立つのみで手の下しやうもなかつた、加ふるに折悪敷西南の風は強烈に吹きつけるので刻々火勢は加はつて婉婉盡きざる焰は烈しく延焼又延焼三時間に亘りて遂に六百餘戸を烏有に歸するに至つた

は或使丁の妻は産後十日を出でざる身に嬰兒を抱き夫に扶けられて濡ぎ々々遁れて殆んど一物をも持出す邊がなかつたので悲歎に暮れて居る、又或看守は刑務所から家に歸り再び火事の眞最中に登壇して勤務に就いたので、何故家財を片付けぬかと問ふたら、家は焼けて片付ける物は無いから出勤しましたと大悟徹底したやうな答をしたといふ、氣の毒とも何とも慰める言葉もない次第である、

敬愛すべき二十六名の職員其家族は不慮の變災に衣食住に窮乏を告ぐる薄幸の身となり或は親類に知邊を求めて或は學校に或は同僚の家に身を投じて同情を受け又刑務所の擊劍場に入りて合宿類似の生活を營みて一時の急を凌ぎつゝ今後の住居に就き思案して思る、佐藤刑務所長以下職員一同は即時應急の救済に全力を濺ぎつゝあり我協會に於ても同情に吝ならぬが共済施設には自ら限りあり資金も豊富でないから罹災者諸氏の満足を得るまでに至らぬのを遺憾とする、震災の傷痍癒えざる今日ではあるが同族隣保の誼を以て應分の義金を寄せるならば罹災者諸氏の幸福に止まらぬ事と信じて敢て各位の御一考を煩はしたいのである

○第二回國際少年保護協會

一九二三年七月二八、二九、三〇の三日間に亘り、ジュネ

「アに於て開會された第二回國際少年保護協會 (Association International pour la protection de l'Enfance) は、法律部と衛生部との二部を構成して、諸種の問題を討議したのであるが、今その法律部に於て討議された問題及び解決の概要を示せば次ぎのごときものである。

- 1 犯罪少年の本國送還のために制定すべき協約の基礎に關する豫備的研究
 - 2 道徳的に有害なる活動寫眞の危険から少年を防護するために、適當なる國際的協定をなし得る方法
 - 3 少年に課せられたる賠償金を、外國に在住するその者の扶養義務者より取立つべき判決の執行に關して、現行の法律規定を修正することなしに、取り得べき方法
 - 4 少年の墮落及び少年の有害なる讀み物を防遏するために立法の方法により、有効なる手段を講ずる目的の下に、本國際協會が關與すべき機會の研究
- 第二及び第四の問題に就ては、各國の本協會支部が、豫じめこれを討議するに至るまでは、國際大會は、この問題に關する一切の決定を、差當り延期すべき旨を決議した。
- 第三の問題に就ては、議案として別に正文が提出された譯ではないし、旁々深く討議さるゝに至らなかつたが、併し、次年度の議案として、協會と各國政府との間の交渉の

基礎たり得べき協約草案の起草が、フオン、コツホ氏に委託された。

確定の議決を経たものは第一議案だけであつた。即ちこの問題に就ては、相互無償送還の原則に基いて、十二ヶ條の協約準備草案が採用されたのである。

尙ほカーン氏の次ぎの提案は希望として可決された。

「被遺棄少年若しくは犯罪少年の本國送還に關し、外交的協約の實現されることを期待すると共に、遺棄せられ若しくは刑事被告人となりたる少年を、その者の本國に於てその者の監護を委託されたる人々の手に確實に引渡すため、少年保護團體の援助により、各國の司法若しくは行政官權の間に、公式の協定が直接成立せむことを希望する。」

○家庭に於ける少年教育及び

保護に關する第四回國際會議

本年(一九二四年)春季にマドリッドで開かれることになつて居る同會議の問題は、次ぎの部門に分たれる。

- 1 少年の研究
- 2 家庭教育。一般問題
- 3 就學年齢前の兒童教育に關する問題

- 4 就學年限中の兒童教育に關する問題
- 5 就學年限後の兒童教育に關する問題
- 6 變則及び發育不良の兒童
- 7 兒童保護事業に於ける家庭教育

- 8 家庭的利益の擁護
- 9 本事業に關する思想及び方法の普及策、文獻及び資料

司法大臣講示(三頁より續き)影響を及ぼしたるは各位と共に恨事とする所なり 皇室に於かせられては保護團體に對し毎年紀元の佳節を以て御内帑金を下賜せられ又本年一月 皇太子殿下の御慶事に方り受刑者に對して減刑の恩典を施され且多年保護事業に従事して其の功著顯著なる者に對し恩賜の御沙汰を賜はりたるは感激の至りに堪へず各位は厚く 聖旨を奉體して關係者を督勵し保護團體を指導して儉素を旨とせしめ又此の難關に善處するの方策を立て一層斯業の發展充實を圖り殊に恩典に浴したる釋放者に對しては深甚の用意を以て保護の實を擧ぐるを要す

七改正刑事訴訟法の本年一月一日より實施せられたるは刑政上最善ぶべき所なり蓋し新法に於ては人權を尊重し在來の尊風美俗を維持し特に審判に付ては其の敏捷公正を期し執行に付ては行刑の本旨に副はむことを期し専ら力を此等の點に致せり各位は新法の條章に就て細密の研究を遂げ其の精神を體得し以て行刑の事に當らざるべからず殊に未だ有罪者を以て目すべからざる被疑者及被告人の處遇に關しては周匝なる注意を以て其の名譽を保全するに努めざるべからず

八政府は震災善後の措置として財政緊縮の方針を執り行政整理を斷行して冗費を省き以て時艱を匡救せむと欲し著々之を實行しつゝあり然れども行政の整理たる徒らに吏僚の員數を減少するを以て本旨とするに非ず要は事務を組織的に統一し其の緩急を計りて諸般の計畫を樹て適切に豫算を按排し正確に之を實行し且適材を適所に配して能率を増進し以て最善の効果を收むるにあり各位亦此の意を領し益奉公の精神を發揮せられむことを望む

叙任

行刑局兼務ヲ命ス 司法省參事官 岩村 通世
行刑局兼務ヲ命ス 同 大原 昇
能谷支所長看守長 井上 榮次

免本職岡山刑務所勤務ヲ命ス

補浦和刑務所能谷支所長 看守長 藤下伊一郎(岡山)

富山刑務所勤務ヲ命ス 保健技師 齊藤 知夫(十勝)

補靜岡刑務所沼津支所長 看守長 求 楯松(靜岡)

免本職靜岡刑務所勤務ヲ命ス 沼津支所長看守長 阿部 新市

願ニ依リ本職ヲ免ス 教誨師 高林 暢雄(三重)

願ニ依リ本職ヲ免ス 教誨師 金森祐慶(名古屋少年)

給六級俸依願免本官 看守長 林 鼎三(山口)

任司法省參事官敍高等官三等 檢事 鹽野 季彦

行刑局兼務ヲ命ス

刑務令規

○勅令第五十四號(大正十三年三月二十七日)

服制ノ定アル官吏又ハ待遇官吏ニ臨時服裝手当支給ノ件

勅令ノ規定ニ依リ服制ノ定アル官吏又ハ待遇官吏ニシテ大正十二年九月ノ震災ニ際シ職務上警戒、警備又ハ救護ニ從事シタル爲制服ヲ亡失シ又ハ制服其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノニハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ三百五十圓以内、臨時服裝手当ヲ支給スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第五十五號(大正十三年三月二十八日)

臨時震災救護事務局官制廢止ノ件

臨時震災救護事務局官制ハ大正十三年三月三十一日限り之ヲ廢止ス

○勅令第五十七號(大正十三年三月二十九日)

叙任

監獄官制中改正ノ件

別表中十勝刑務所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

釧路刑務所

北海道釧路市

附則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○司法省令第四號(大正十三年三月八日司法大臣)

明治四十一年六月司法省令第十八號監獄法施行規則中

改正ノ件

第三十九條 居房ノ前ニハ小札ヲ掲ケ在房者ノ番號ヲ記載スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治四十一年六月六日司法省令第十八號監獄法施行規則

抄錄

第三十九條 監房ノ前ニハ小札ヲ掲ケ其上部ニ在房者ノ

氏名、年齢、罪質、刑名、刑期、拘留期間及ヒ其犯數其

下部ニ番號及ヒ人監ノ年月日ヲ記載シ上部ハ之ヲ蔽掩シ

置ク可シ

○司法省會甲第一二七九號

刑務所 宛

少年刑務所

刑務所會計事務章程中左ノ通改正シ大正十三年四月一日ヨリ施行ス

(大正十三年三月二十七日) 司法大臣訓令

右訓令ス

第四十二條中「在監人賞金」ヲ「賞金」ニ改ム

第六十六條中「獄用品」ヲ「收容者用品」ニ「在監人費」ヲ「收容費」ニ「就役費」ヲ「就業費」ニ改ム

第六十七條中「獄用品」ヲ「收容者用品」ニ改ム

第七十四條中「在監者」ヲ「收容者」ニ改ム

第八十一條中「在監者」ヲ「收容者」ニ改ム

第八十八條中「監獄作業受負保證金」ヲ「作業受負保證金」ニ

「在監人ノ携帶」ヲ「收容者ノ携帶」ニ改ム

第九十條中「在監人ノ携有」ヲ「收容者ノ携有」ニ改ム

第一百五條中「在監者」ヲ「收容者」ニ「監房」ヲ「居房」ニ改ム

別表 物品類別標準中「獄用品ノ部」ヲ「收容者用品ノ部」ニ改ム

第十八號書式備考

三中「監獄備夫」ヲ「常用夫」ニ改ム

刑務令規

刑務令規

四中「囚徒工錢及製作收入」ヲ「刑務所收入」ニ改ム
第十八號書式中

「監獄備夫」ヲ「常用夫」ニ改ム
第二十二號書式戊備考

三中「在監人」ヲ「收容者」ニ改ム

第三十號書式中

「收監」ヲ「收容」ニ「第 號」ヲ「第 番」ニ改ム

同備考

一中「在監者」ヲ「收容者」ニ改ム

四中「在監人」ヲ「在監者」ヲ「收容者」ニ「新入監者」ヲ「新入者」ニ改メ「備考ノ欄」ノ四字ヲ削ル

第三十一號書式中

「何第 號」ヲ「何第 番」ニ改ム

第三十二號書式及備考中

「在監者」ヲ「收容者」ニ「在監中」ヲ「收容中」ニ改ム

第三十三號書式中

「收監番號」ヲ「收容番號」ニ改ム

第三十六號書式甲中

「收監」ヲ「收容」ニ「第 號」ヲ「第 番」ニ「入監」ヲ「收容」ニ「監房」ヲ「本人」ニ改ム

同備考中

開始ノ日ヲ起點トシテ刑ノ終期ヲ定ムル迄ノ計算方法ニ付
テハ明治四十三年十二月民刑甲第八八號通牒ニ依ルヘキコ
トニ省議決定致候條御承知相成度候

設 例

懲役六年

内 第一回ニ執行シタル刑期 一年 二月 十五日

第二回ニ執行シタル刑期 一年 五月 十日

第三回ニ執行シタル刑期 一年 八月 二十日

右執行濟期間合計 四年 三月 四十五日

昇後ノ執行ヲ開始シタル日 大正十三年三月二日

右開始ノ日ニ積算スル期間 一 年 九 月

(六年ヨリ執行濟ノ年ト月トヲ控除シタルモノ)

右計算ノ結果大正十四年十二月一日ヲ得此ノ日ヨリ

選テ執行濟ノ日ノ端數四十五日ヲ控除ス

刑ノ終期 大正十四年十月十七日

○司法省 行刑局行甲第三四九號 (大正十三年三月十三日)
司法省行刑局長通牒

刑務所長 宛
少年刑務所長 宛

刑務所内用語改正ノ件依命通牒

刑務令規

「在監者」ヲ「收容者」ニ「出監」ヲ「釋放」ニ「入監後」ヲ「收容中」ニ「在監中」ヲ「收容中」ニ「入監ノ際」ヲ「收容ノ際」ニ改ム

第三十六號書式乙及備考中

「收監」ヲ「收容」ニ「第 號」ヲ「第 番」ニ「入監ニ付」ヲ「收容ニ付」

「在監者」ヲ「收容者」ニ改ム

第三十七號書式及備考中

「在監者」ヲ「收容者」ニ改ム

司法省行秘甲第二九四號 (大正十三年三月十日)
行刑局行刑局長通牒

檢 事

刑務所長 宛

少年刑務所長

一 刑ヲ數回ニ分割シテ執行スル場合刑期計算方ノ件通牒

一ツノ刑ヲ數回ニ分割シテ執行スル場合ノ刑ノ計算方ハ數回ニ執行シタル各執行濟ノ年ハ年ト、月ハ月ト、日ノ端數ハ日ノ端數ト各別ニ加算シ日ノ端數ノミハ一箇月ノ日數ヲ超越スルモ月ニ換算スルコトナシ仍テ數箇ノ執行濟期間ヲ合セテ一箇ノ執行濟期間ト同一ニ取扱ヒ其ノ他最後ノ執行

從來ノ應報的刑罰思想ヨリ醜醜セラレタル牢獄氣分ヲ存シ收容者ヲシテ心的壓迫ヲ感セシムル用語ヲ使用スルコトハ彼等ヲシテ徒ニ法ヲ恨ミ人ヲ呪ヒ益々地戾ナラシムルモノト認メラルルヲ以テ收容者ヲ物の視又ハ兇惡視スル如キモノハ勿論教化善導ト相容レサル用語ヲ直接彼等ノ視聽ヨリ除去シ以テ良民ニ伍シ又ハ良民タリ得ル様努力セントスル自覺ヲ與ヘ其ノ社會化ヲ容易ナラシムル様致度就テハ刑務所内用語ヲ左記ノ通改正可相成候

稱呼番號第號ヲ第番ニ

監獄法施行規則第十八條ノ番號票ニ第 號ヲ附シ之ヲ第號又ハ第号ノ字體ヲ以テ初犯累犯ノ區別ノ表示トス

ルモノアルモ此等及コ同規則第三十九條ノ番號ハ邦字

又ハ羅馬字ニテ數ノミヲ表示スルニ止メ之ヲ稱呼スル

場合ニ限リ第何番ト唱フヘク身分帳簿其ノ他ノ帳簿諸

表ニ稱呼番號ヲ記載スルトキハ第 番トス

累犯囚ヲ甲種受刑者ニ之ヲ收容スル設備ヲ甲種刑務所又

ハ甲種區ニ

長期囚ヲ乙種受刑者ニ之ヲ收容スル設備ヲ乙種刑務所又

ハ乙種區ニ

兇惡不良囚ヲ丙種受刑者ニ之ヲ收容スル設備ヲ丙種刑務

所又ハ丙種區ニ

精神病囚ヲ丁種受刑者ニ之ヲ收容スル設備ヲ丁種刑務所
 又ハ丁種ニ
 男囚ヲ男受刑者ニ之ヲ收容スル設備ヲ男刑務所又ハ男區
 女囚ヲ女受刑者ニ之ヲ收容スル設備ヲ女刑務所又ハ女區
 ニ

以上刑務所全部カ當該特別設備ナルトキハ何種刑務所
 ト稱シ刑務所内一部ノ設備ナルトキハ何區ト稱ス
 懲役監、禁錮監、拘留監ヲ懲役場、禁錮場、拘留場ニ
 少年監、成年監、短期監ヲ少年區、成年區、短期區ニ
 病監、避病監、監房ノ集合シテ一棟ヲ成セルモノヲ病舎、
 避病舎、何舎ニ
 監内、監外ヲ構内、構外ニ
 監門ヲ表門又ハ裏門ニ
 他監又ハ他監獄ヲ他ノ刑務所ニ
 入監、入獄、收監ヲ收容ニ
 出監、出獄ヲ釋放ニ
 移監、復監ヲ移送、復歸ニ
 在監、在監中、在監者ヲ在所、收容中、收容者ニ
 入監者、收監者ヲ新入者(初入再入ノ意ニ非ス)ニ
 出監者、出獄者ヲ釋放者ニ

脱監、脱獄、破獄ヲ逃走ニ阻シ刑法第九十八條記載ノ如ク
 拘禁場又ハ戒具ヲ損壞シテ逃走、暴行、脅迫ヲ爲シ逃走、
 通謀逃走等具體的ニ事實ヲ背キ聯ヌルコト
 監房、雜居監房、獨居監房ヲ居房雜居房、獨居房(夜間獨
 房晝間獨房)ニ
 開監、閉監ヲ開房 閉房ニ
 監獄官吏、司獄官吏ヲ刑務官吏ニ
 監獄法規ヲ行刑法規ニ
 獄務ヲ刑務ニ
 獄則ヲ規則ニ
 假出獄ヲ假釋放ニ
 病監監房ヲ病室ニ
 懲役囚、禁錮囚、拘留囚、未決囚ヲ設備ヨリ見テ何場收容
 者人ヨリ見テ懲役受刑者、禁錮受刑者、拘留受刑者、被告
 人又ハ被疑者ニ
 病囚、健康囚、短期囚、雜居囚、獨居囚、定役囚、不定役
 囚ヲ病者、健康者、短期受刑者、雜居者、獨居者、定役者、
 不定役者ニ
 遇囚ヲ處遇ニ
 免囚ヲ釋囚者ニ
 囚情ヲ衆情ニ

總囚改誨ヲ總集教誨ニ

押送、押送者、被押送者ヲ護送、護送者、被護送者ニ
 女監取締ヲ看守ニ

以上ノ内法律勅令ニ根據ヲ有スルモノニ付テハ其ノ改正
 ナキ限り外部ニ對シ從來ノ文字ヲ使用セサルヲ得サルモ内
 部關係ニ於テハ精々本通牒ノ趣旨ニ則ラルル様致度候

○司法省告示第十四號(大正十三年三月三十一日)
 大正十一年十月司法省告示第四十一號中左ノ通り改正シ大
 正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 十勝刑務所釧路支所ノ項ヲ左ノ通改ム

釧路刑務所 帶廣支所 北海道河西郡帶廣町

(參照)

司法省告示第四十一號ハ監獄官制第二條ニ依リ分監設置
 ノ件ナリ

朝鮮總督府令第三百三十四號

(大正十二年十二月十八日朝鮮總督)

囚人及被告人護送規則中左ノ通り改正ス

一囚人及被告人護送規則ヲ、囚人、被告人及被疑者護送規

則」ニ改ム

- 第一條中「囚人及被告人」ヲ「囚人、被告人及被疑者」ニ改ム
- 第二條中「交付ヲ受クヘキ官署」ノ下ニ「又ハ出頭若ハ留置
 スヘキ場所」ヲ加フ
- 第四條中「發送官署」ノ上ニ「官署間ニ於テ護送ヲ爲ストキ
 ハ」ヲ加フ
- 第七條中「囚人及拘留狀ニ依リ拘留スヘキ被告人ハ監獄所
 在地ニ於テハ」ヲ「時宜ニ依リ」ニ改ム第八條中「被告人」ヲ
 「被告人及被疑者」ニ改ム
- 第九條第一項中「發送官署」ノ上ニ「所轄地方法院檢事正、事
 件所管廳ノ檢事、護送ヲ命シタル官署」ヲ加フ
- 第十條中「第七條第一項但書ニ該當スル者ニ付テハ」ヲ「時
 宜ニ依リ」ニ改ム
- 第十一條中「假リニ」ヲ「假ニ」ニ改ム
- (様式)中「何官署ニ交付スルカ爲」ヲ「何官署ニ交付スル
 カ爲某所ニ出頭セシムルカ爲 某 所ニ留置スルカ爲」
 ニ改ム

附 則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府令第八十七號

(大正十二年十二月二十九日) 總督

左ノ府令、訓令、内訓中「監獄」ヲ「刑務所」ニ「他監」ヲ「他ノ刑務所」ニ「支監」ヲ「支所」ニ「監獄長」ヲ「刑務所長」ニ「支監長」ヲ「支所長」ニ「監獄官吏」ヲ「看守長」ニ「監獄醫」ヲ「保健技師、保健技手」ニ「監獄官」ヲ「刑務官」ニ改ム
本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(但シ府令、訓令、内訓ノ掲載ハ略ス)

○司法省行甲第三三七號(大正十三年三月八日) 司法省行刑局長通牒

刑務所長 宛
少年刑務所長 宛

監獄法施行規則中改正ノ件ニ付通牒

今般司法省令第四號ヲ以テ監獄法施行規則第三十九條ヲ改正セラレ候處右ハ居房前ノ小札ニ在房者ノ氏名、年齢、罪質、刑名、刑期、留置期間、犯數及入所ノ年月日ノ記載アルカ爲ニ外来者ノ思慮ナキ言行ニ由リテ收容者ノ感情ヲ害シ又ハ他ニ洩知セシメ又或ハ陰謀アル收容者ノ爲ニ害用セラルルコトアリ旁々稱呼番號ヲ使用スルノ精神ニ背馳スルノ結果ヲ生シ易ク此等弊害ヲ償ヒ且利益ニ利用セラルルコトノ却テ少キ嫌ヒアルヲ以テ居房前小札ニハ稱呼番號ノミ

ヲ掲載スルコトニ改メ其ノ他ノ要項ハ之ヲ「ボケツト」ニ收メ得ル輕便ナル「リネオカード」ノ如キモノニ記載シテ在房者ノ個性、集同排異、人員安排等拘禁全般ニ涉リ行駐ノ間掌中ニ於テ監督シ又ハ處理シ得ルノ方法ヲ探リ一面前示弊害ヲ除キ度趣旨ニ依リ改正相成タル儀ニ有之候條右ニ御了知相成度候

會 報

刑務所長並びに醫務主任會

同、及び本會總會

司法省に於いては本月七日より十一日迄五日間に亘リ刑務所長會議 並びに七日より九日迄三日間醫務主任會議が開かれた。それを機會に本會に於ても九日午後一時より二階の講堂にて總會を開催した。詳細は次號に譲る。

刑務協會役員

總裁	司法大臣	鈴木喜三郎
副總裁	司法次官	林 頼三郎
會理事長	司法省刑局長	泉 二 新 熊
副會理事	司法省保護課長	宮 城 長 五 郎
理事	司法書記官	松 井 和 義
同	司法書記官	辻 敬 助
同	小菅刑務所長	有 馬 四 郎 助
同	豐多摩刑務所長	寺 崎 勝 治
同	巢鴨刑務所長	佐 藤 乙 二
同	市谷刑務所長	大 野 數 枝
同	前奈良刑務所長	香 川 又 二 郎
常務理事	休職典獄補	伊 藤 忠 次 郎
主 事	前 典 獄	島 田 榮 造

定價表	一冊(稅共)	金 二 十 錢
	六冊(稅共)	金 一 圓 二 十 錢
	十二冊(稅共)	金 二 圓 四 十 錢
廣告料	五號活字半段一行	金 一 圓 一 十 錢
	一 等 一 頁	金 四 十 錢
	二 等 一 頁	金 三 十 錢
	三 等 一 頁	金 二 十 錢
	普通一頁	金 十 錢

●●御注文はすべて前金のこと
振込のこと、但るべく振替を利用せられたし
御注文の際には必ず送附先明記のこと、従つて轉居の際には新舊住所を御届下されたし

明治二十七年三月二十六日第三種郵便物認可
大正十三年四月二十日發行
東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 松 井 和 義
印刷所 東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷所 東京市神田區三崎町三丁目一番地
株式會社 共 榮 會
發行所 東京市總町區西日比谷町一番地
電話青山二九三三、二九三四番
刑務協會

法學博士 山岡萬之助先生著

定價 金六圓五十錢
送料 金廿七錢

刑法原理

菊版八〇〇頁
脊皮クローズ
金文字 函入

本書は刑法の原理を説明したるものにして世既に定評あり今や訂正増補第十五版を發行す切に學生並に實務家の愛讀を望む

發行所

東京市神田區三崎町三丁目

日本大學出版部

振替東京 八四〇九番

發賣所

日本大學

神田今川小路二丁目
振替東京七四四七番

清水書店